

第2次 横手市農業振興計画

平成28年度～平成37年度

～魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、
仕事を生み出す産業の振興を図ります～



平成28年11月

横手市

第2次横手市農業振興計画の策定にあたって



横手市は、基幹産業である農業を経済活動の基本と捉え、平成19年に策定した横手市農業振興計画に掲げる「豊かな自然 豊かな心 夢あふれる田園都市」を目指して、「食と農からのまちづくり」による官民一体となった取り組みや複合経営の推進など、これまで様々な施策を進めてまいりました。

しかしながら、度重なる果樹への豪雪被害を始めとする気象災害、高齢化による担い手の減少、さらには生産者米価の下落などにより、本市の農業は必ずしも発展しているとは言い難い状況にあります。

外に目を向けましても、平成30年産からの米政策の大幅な見直しやTPPによる国際情勢の変動など、農業をめぐる情勢は大きな転換期を迎え先の見通せない状況となっており、国だけでなく我々地方自治体にも難しいかじ取りが求められています。

そのような中、市では平成26年度から農林関係部署を独立させ、「農林部」として体制強化を図ったほか、平成28年3月に策定した「第2次横手市総合計画」では「次代を見据えた力強い農林業の振興」を重点施策の1番目とし、同じく「横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略」においても「農業経営の強化と新規就農者の確保・育成」を取り組み目標の一つとして農業振興を進めております。

このたび策定しました「第2次横手市農業振興計画」は、今後の予測が難しい状況の中でもしっかりと地域に根差した農業振興と足腰の強い農業経営の実現に向け、将来的に持続可能な横手市農業を目指して、先の計画を大きく見直したものです。

策定にあたっては、生産者や市内農業団体及び女性農業者などで組織した策定委員会において、平成27年11月から5回に渡り審議をしていただきました。そして、「人を育て、農林業で生き残れる道を開こう」を基本テーマに、人・農地・生産・食農・農村の5つを柱にそれらを総合的に推進し、市民が意欲を持って生き活きと農業に取り組むことで、農業が市の基幹産業として地域の活性化の一翼となれるよう、今後の指針となる農業振興の総合計画としてまとめたいところでした。

また、市民の皆様や市議会など各方面からのご意見をいただき、現状を見据え実効性のある計画を策定することができ、ご協力賜りました皆様及び関係各位に対しまして、厚く御礼申し上げます。

10年後、皆様が前を向いてしっかりと農業に取り組めるよう、本計画を進めてまいりまいる所存ですので、今後とも皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

横手市長 高橋 大

第2次 横手市農業振興計画

目 次

第1章 第2次横手市農業振興計画の策定

1 策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の期間	2

第2章 横手市農業を取り巻く環境

第1節 横手市農業の概要	3
1) 横手市の位置・地勢	3
2) 農業特性	4
第2節 横手市農林水産業の現状と課題	5
1) 農林水産業	5
2) 食と農からのまちづくり	7
3) TPP対策について	8

第3章 横手市農業の目指す方向

1 基本目標	9
2 目標の実現に向けた5つの柱	10
3 施策体系	11

第4章 分野別の振興方針

第1節 経営能力に優れた多様な経営体の育成	13
1) 新たな人材の発掘と育成	14
2) 認定農業者と集落営農組織等の育成	19
第2節 生産力強化に向けた基盤の整備	24
1) 農地利用の集積と優良農地の確保	25
2) 農業生産基盤整備の推進	28

第3節 地域の特性を生かした農業の推進	30
1) 作目別の生産振興	31
①稲作の振興	31
②土地利用型作物の安定生産	33
③園芸作物（野菜・花き）の振興	35
④果樹の振興	36
⑤畜産の振興・耕畜連携の推進	38
⑥特用林産物の振興	40
2) 雪に強い通年型農業の確立	41
3) 地産地消の普及と食育の推進	43
4) 環境にやさしい農業の推進	45
第4節 農産物のブランド化と産地づくりの推進	47
1) 農産物のブランド化の推進	48
2) 6次産業化の取り組み支援	49
3) 売れる農産物生産による産地づくりの推進	50
第5節 農林業・農村の多面的機能の発揮	52
1) 農村環境の改善と保全	53
2) 農村の活性化	56
3) 木材の利活用と機能豊かな森づくり	60
第5章 農業振興計画の実現に向けて	
1 推進体制の確立	67
資料	
資料1 横手市農業振興計画策定委員会委員名簿	69
資料2 横手市農業振興計画策定委員会設置要領	70
資料3 横手市農業振興計画策定委員会開催経過	71
資料4 用語解説	72

第1章

農業振興計画

第2次横手市農業振興計画の策定

第1章 第2次横手市農業振興計画の策定

1 策定の趣旨

経済のグローバル化の進展や東日本大震災後の市民のライフスタイルの変化、「食」の安全・安心や環境対策へのニーズなど本市を取り巻く社会経済情勢は大きく変化しています。

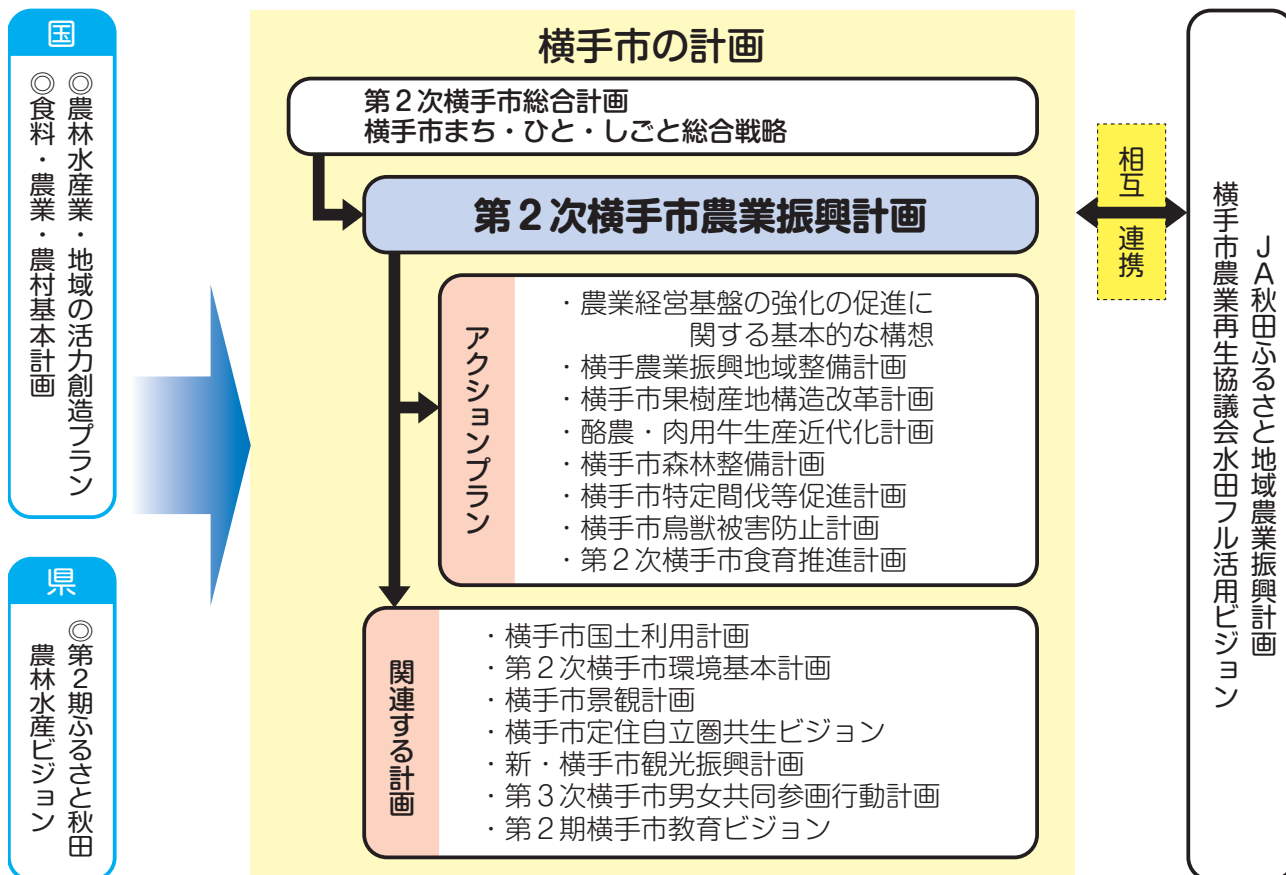
また、T P P（環太平洋経済連携協定）を始め、国が公表した「農林水産業・地域の活力創造プラン」や平成27年3月に閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」などを指針として、農林水産業や農村地域は大きな転換期を迎えています。

このような環境の変化に対応し、本市の農林水産業・農村振興施策の基本方針を明確にし、計画的な推進を図るため、本計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

この計画は、第2次横手市総合計画における農林水産業・農村分野の基本となる計画であり、国の「農林水産業・地域の活力創造プラン」や「食料・農業・農村基本計画」、県、農業協同組合の施策などとの整合性を図りつつ、本市の農林水産業・農村の総合的な振興を図る基本計画として位置づけるものです。

◇フロー図



3 計画の期間

本計画は、平成28年度を初年度として10年後の平成37年度を目標に見据え、5年後の平成32年度に検証を図ります。



第2章

農業振興計画

横手市農業を取り巻く環境

第2章 横手市農業を取り巻く環境

第1節 横手市農業の概要

1) 横手市の位置・地勢

当市は、秋田県の県南地域に位置し、東の奥羽山脈、西の出羽丘陵に囲まれた横手盆地の中央で、東西に約45km、南北に約35kmの広がりを見せています。

総面積は、692.80km²で秋田県の約6.0%を占めています。

土地利用については、耕地（田畑）が178km²、森林が374km²、宅地25km²となっており、県内の平均値と比較してみても、耕地と宅地による平坦地が多いことがうかがえます。

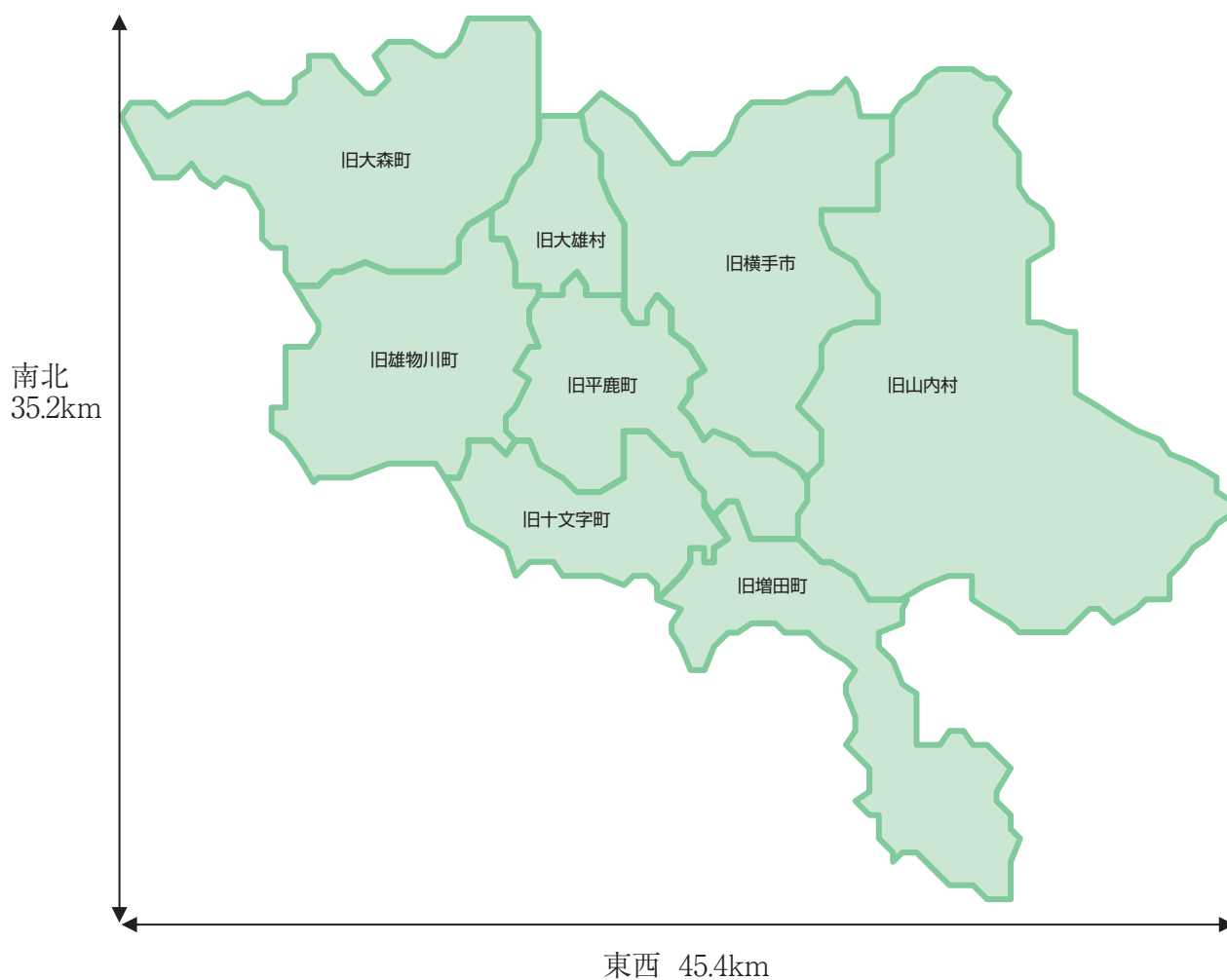
また、奥羽山系に源を発する成瀬川と皆瀬川が合流した雄物川及び横手川が貫流し、豊かな水と肥沃な土壌により、国内有数の穀倉地帯を形成するとともに、美しい田園風景を醸し出しています。

気候は、盆地であるため、一日の気温較差が大きく風はあまり強くないという特徴があり、典型的な積雪寒冷地で昭和49年には積雪250cmを越す豪雪を記録しています。大量の雪は、人が生活するにはわずらわしく感じるものですが、反面、横手市の環境にうるおいをもたらす貴重な水資源、雪文化を育む源となっています。

明治以降は幾多の町村合併を経て、平成17年10月1日に横手市、増田町、平鹿町、雄物川町、大森町、十文字町、山内村、大雄村の8市町村合併により、秋田県で第2の都市となっています。

- ・ 位置 経度 北緯39度18分
緯度 東経140度33分
- ・ 総面積 692.80km²
(平成26年全国都道府県市区町村別面積調
(国土地理院技術資料E 2 - No.61) より)
- ・ 広ぼう 東西 45.4km
南北 35.2km
- ・ 北 端 大森PA付近(旧大森町)
- ・ 南 端 大川目山(旧増田町)
- ・ 東 端 北の俣沢付近(旧山内村)
- ・ 西 端 矢走付近(旧大森町)





2) 農業特性

横手市農業は、恵まれた自然環境に加え豊穡な土壌や水利条件等により、県内でも有数の農産物の生産地として発展してきました。

経営耕地面積は、総面積の約3割となっており、そのうち水田面積は約9割を占め、水田農業中心の農業構造となっています。

また、リンゴやブドウなどの果樹・畜産を始め、転作作物としてホップやそばなどの土地利用型作物、スイカやさといもなどの振興作物の作付拡大による農業の複合化も進んでおり、農業は市の基幹産業となっています。

さらに、近年は、ほうれん草や菌床しいたけなどの施設栽培や園芸作物の団地化も進みつつあり、生産拡大が期待されています。

当市の農業就業者数は24,396人で総人口の約3割を占めるほか、農家戸数は10,419戸で、多くの市民が農業に関わりを持って生活しています。

しかし、農業就業者の高齢化や後継者不足などによる担い手の減少、米価下落による稲作農業の衰退など、当市の農業を取り巻く情勢は厳しさを増しています。

第2節 横手市農林水産業の現状と課題

1) 農林水産業

本市の農業は、肥沃な土壌と内陸性気候を生かしながら、県内においては米と園芸作物による複合経営が最も進んでいる地域として、展開してきております。しかしながら、未だ多くの農家が稲作を基幹とした生産構造となっており、米価の下落や消費減少による生産調整の強化、農畜産物価格の低迷などによる農家所得の減少で、農業経営は厳しい状況が続いています。

また、農業従事者の高齢化が年々進んできており、農家数・農業従事者数ともに大幅に減少するなど担い手不足が深刻となっています。特に耕作条件が不利な中山間地域では、耕作放棄地の増加が懸念されています。

こうした背景から、本市農業を持続的に発展させ成熟社会にふさわしい高度な産業として展開するためには、次代の農業経営者や地域のリーダーとして期待される農業者の発掘と育成が必要であり、認定農業者や新規就農者の確保・育成とともに、農業法人などの多様な経営体の育成を図ることが喫緊の課題となっています。

農家数の推移（販売農家）

単位：戸

年 内訳	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総農家数	13,343	12,749	10,649	9,403	7,176
専業農家	1,044	1,023	1,037	1,219	1,374
兼業農家	12,299	11,726	9,612	8,184	5,802
第一種兼業	3,060	3,140	2,086	1,942	1,382
第二種兼業	9,239	8,586	7,526	6,242	4,420

資料：農林業センサス

年齢別農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員数）

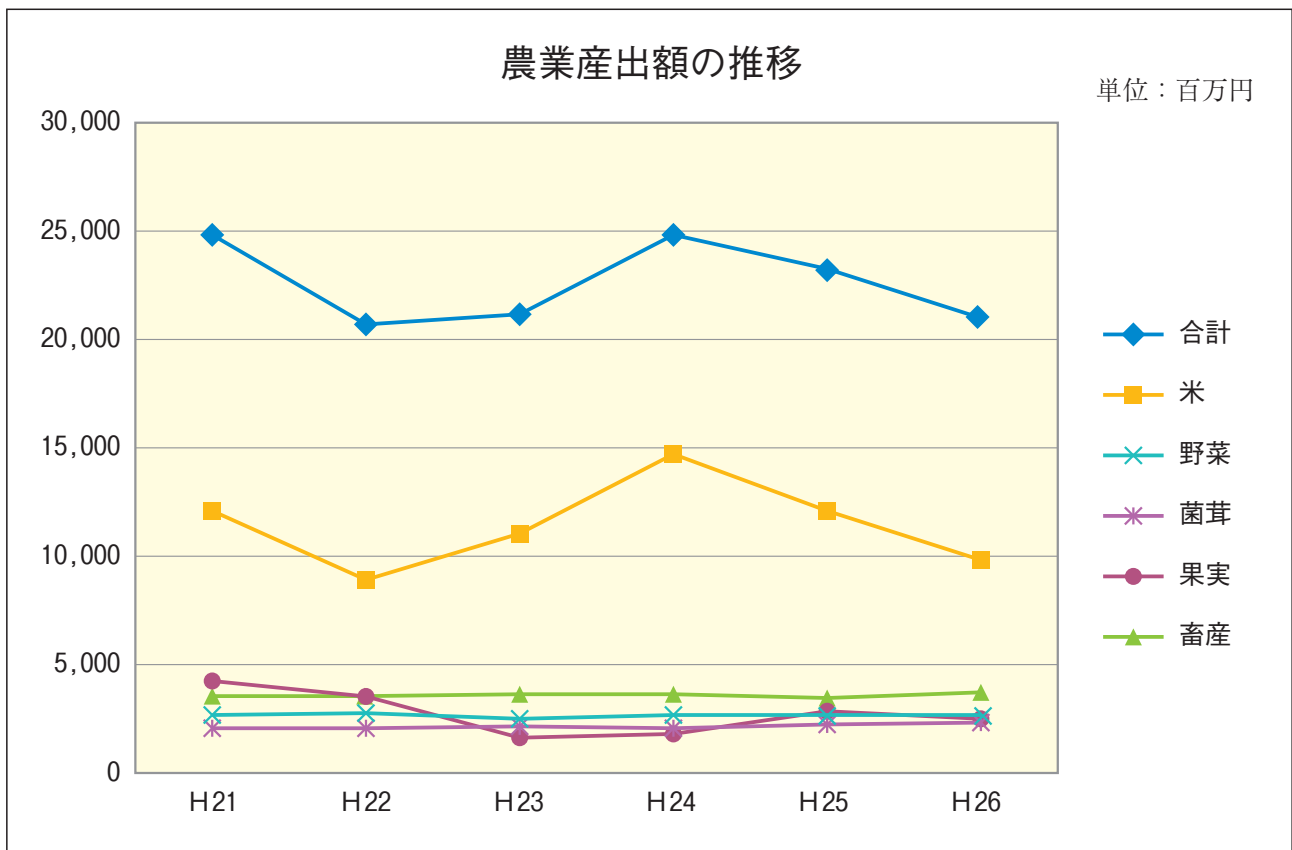
単位：人

センサス 調査年	計	15～19歳	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～74	75歳以上
2000 (平成12年)	15,267	355	259	561	1,620	2,474	5,108	2,726	2,164
2005 (平成17年)	14,196	308	260	332	920	2,548	3,993	2,636	3,199
2010 (平成22年)	10,747	105	153	257	474	1,891	3,152	1,808	2,907

資料：農林業センサス

農業経営においては、稲作中心の生産構造からの転換が必要であり、土地生産性や収益性の高い野菜や花き・きのこなどの園芸作物を取り入れた経営の複合化をさらに推進する必要があります。また、効率的な農業経営の確立が求められており、園芸用ハウスなどの生産施設や設備の導入、ほ場の大区画化や用排水施設の整備など生産基盤の整備と担い手への面的集積を促進する必要があります。

個別の経営体で見ると果樹栽培農家については、平成22年度から4年連続となる大雪による被害からの復旧途中であり、雪害等に強い栽培体系の確立が課題となっております。また、畜産農家については、耕畜連携による稲わら活用などにより自給率向上と生産コストの低減が図られてきており、資源循環型農業をさらに進めていく必要があります。



資料：農業振興課

林業については、木材価格の低迷が続いていることから、経営意欲の減退や従事者の高齢化などにより適切な維持管理が行われていない森林の増加による機能の低下が懸念されております。

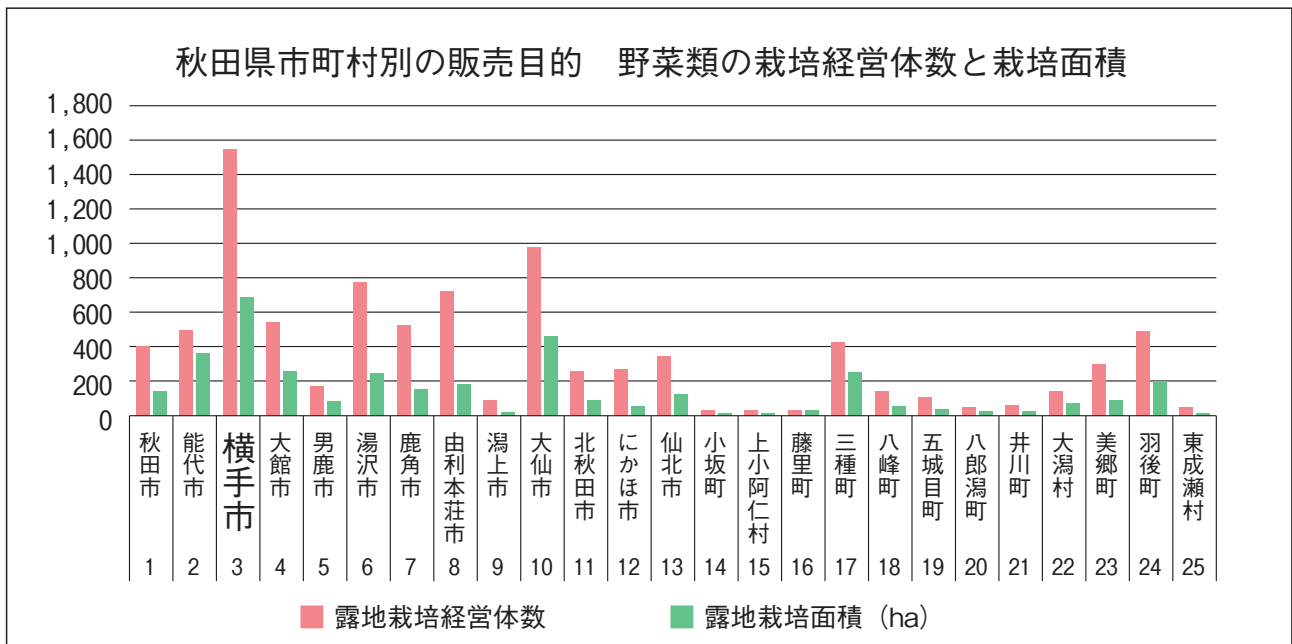
また、森林が有する水源涵（かん）養機能や二酸化炭素の吸収などの多面的機能を維持・保全していくためには、施業の共同化や路網の整備、作業の機械化などにより生産コストの低減を図ることが必要であるほか、豊富な人工スギ資源の幅広い活用が求められています。

また、内水面漁業においては、遊漁主体の漁業形態となっており、下水道の普及などで水質については改善されてきておりますが、近年、関東以南でアユ等を捕食し深刻な被害をもたらしているカワウが確認されるようになり、その影響が心配されています。

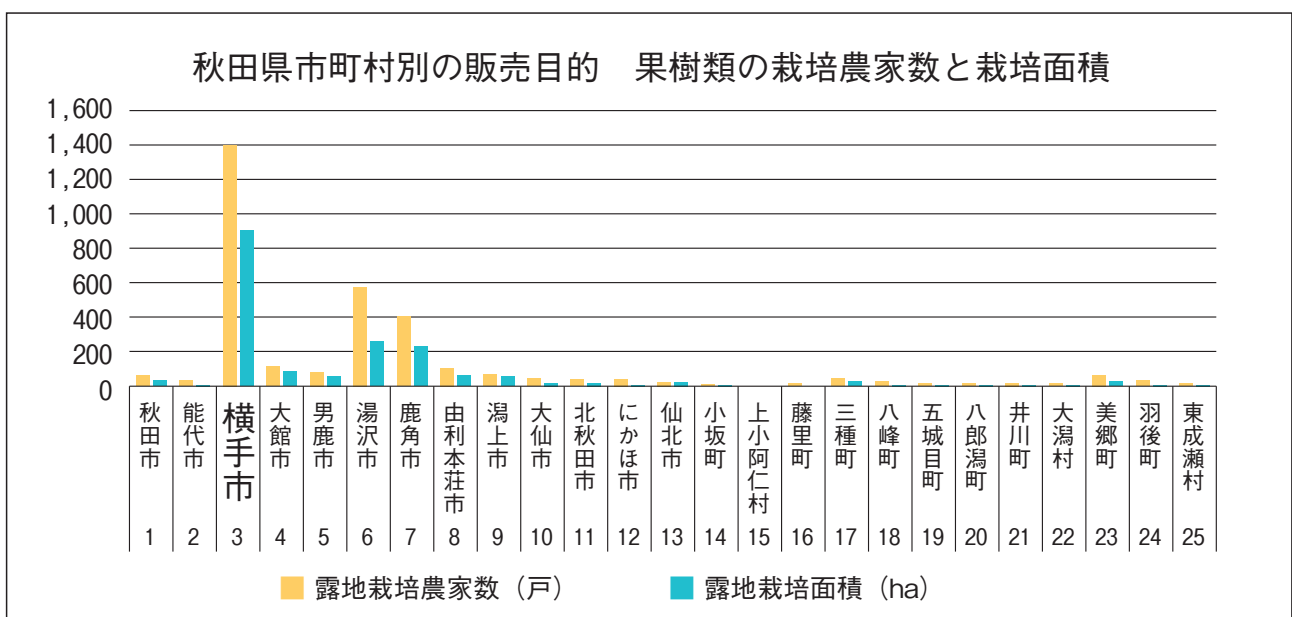
2) 食と農からのまちづくり

本市は、新市誕生後、食に学び、食を楽しみ、食で潤うまちを目指して『食と農からのまちづくり』を標榜し、様々な農業政策を推進してまいりました。その取り組みの基本方針は、本市の豊かな地域資源の活用と新たな流通戦略の展開、農村文化の継承を図りながら、「食」の安全・安心に配慮した農業の推進となっています。

地域資源の活用では、広大な農地や豊富な水資源と盆地特有の寒暖の差など農産物の栽培に適した条件を活かし、野菜や果樹などの園芸作物の栽培面積は県内でもトップで、県内一農業の複合化が進んでいます。



資料：2010世界農林業センサス



資料：2010世界農林業センサス

しかし、価格の低迷や担い手の減少などにより、栽培面積が減少傾向にあり、今後は、多様な消費者ニーズに対応する農産物の安定的な生産と供給体制の確立が求められています。このためマーケットインの視点を重視し、有利販売に結び付けるためのマーケティング活動の強化とともに、優良な特産品等のブランド化と6次産業化の推進など付加価値の創出が課題となっています。さらに、本市の地域特性として冬季における農業所得の確保が課題となっており、通年型農業の確立が求められています。

「食」の安全・安心に配慮した農業の推進については、地産地消の高まりの中で、地域固有の伝統食の継承や健康な食生活を送るための食育の重要性も増してきており、安全で安心な農産物の生産拡大を図ることも重要な課題となっています。

しかし、その推進の基盤となる農業集落は、農業生産面のみならず生活面においても密接に結び付き、生産及び生活の共同体として機能してきましたが、農村地域の人口減少、高齢化の進行により、これらの機能が弱体化し、地域コミュニティも徐々に希薄になってきています。

また、農村地域は農林業の生産活動以外にも、洪水の防止や自然環境の保全など多面的な機能を併せ持っており、これらの機能についても維持していく必要があります。

農村の集落機能を維持し活性化を図るためには、生産基盤の整備と生活環境を整えるとともに、都市住民との交流を推進するための受入体制の強化やグリーンツーリズムなどの情報発信を促進し、人を活かして地域を興すためのネットワークづくりを推進する必要があります。

3) TPP対策について

平成27年10月5日のTPP大筋合意により、日本の農林水産物の約80%に相当する品目で関税の撤廃が見込まれています。

秋田県では国の政策大綱を踏まえ、「攻め」と「守り」両面からの施策の推進を基本方針とする「秋田県TPP農業関連対策大綱」を平成28年3月に策定しました。

横手市では、これを受けて秋田県TPP農業対策地方推進本部に参画し、県や秋田ふるさと農業協同組合など関係機関との連携を強化しながら、複合化の更なる取り組みなど、地域の農林業者の経営安定化に向けたTPP対策を推進していきます。

第3章

農業振興計画

横手市農業の目指す方向

第3章 横手市農業の目指す方向

1 基本目標

①基本目標

《基本目標》

**魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、
仕事を生み出す産業の振興を図ります**

《取り組みの基本方針》

将来の横手市農業を支える担い手の確保、育成を図るとともに、生産基盤の整備を進め、農家の経営基盤を強化し、地域の特性を活かした作物や特産品の生産拡大に努めることで、地域農業の活性化を目指します。

また、農林業・農村の維持に向けて、農地や森林の地域資源を最大限に活用し、保全・管理を進めます。

②目指す将来の姿

市民が意欲を持って、農林業に取り組んでいます。

③基本テーマ

国の農政改革やTPPなど、農林業を取り巻く情勢が厳しさを増す中で、横手市の農林業を成長ある産業に発展させるためには、産地としての生き残りをかけた、農業の担い手、地域の担い手の確保と育成による人材育成が農林業振興の最重要課題であるとの観点に立ち、農業振興計画の基本テーマを次のとおりとします。

《計画の基本テーマ》

人を育て、農林業で生き残れる道を開こう

2 目標の実現に向けた5つの柱

基本目標の実現に向けて、「人を育て、農林業で生き残れる道を開こう」とのテーマのもと、次の5つの柱により農林業振興施策を推進します。

①第1の柱 経営能力に優れた多様な経営体の育成

新たな人材の発掘により、次代を担う農業後継者を育成し、U J I ターンなどによる新規就農者を確保します。

大規模経営化などの農業経営体の経営力強化につながる事業・制度を活用し、認定農業者や集落営農組織等の地域の中心となる担い手経営体の育成を支援します。

②第2の柱 生産力強化に向けた基盤の整備

意欲ある担い手経営体への農地の利用集積を推進し、経営の効率化と安定を促進するとともに、優良農地の確保と耕作放棄地への対策を進めます。

農産物の生産性と収益性の向上を図るため、農業生産基盤の整備を推進します。

③第3の柱 地域の特性を活かした農業の推進

地形や気象等の地域特性を活かし、県内トップレベルにある複合産地としての地位を確立するため、作目に応じたきめ細かな生産振興を促進します。

雪に強い農業の生産体制や環境整備を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指します。環境にやさしい農業を推進し、将来に自信を持って引き継げる環境づくりを進めます。

横手産農産物に対する住民意識を高めるため、食の安全・安心の啓蒙普及と併せ、地産地消の普及と食育の推進を図ります。

④第4の柱 農産物のブランド化と産地づくりの推進

農産物の販売力を強化するため、横手産農産物のブランド化を推進します。

地域資源を有効活用した6次産業化への取り組みを支援するとともに、新たな品目や品種の導入を促進することにより、売れる農産物づくりを支援します。

⑤第5の柱 農林業・農村の多面的機能の発揮

農村環境の改善と保全に向けて、日本型直接支払交付金などを有効活用しながら、農村及び中山間地域の農地と農業生産体制の維持を図ります。地域資源を活かしたグリーンツーリズムの推進、都市住民との交流促進、農村の伝統的な食文化の継承などにより農村の活性化を図ります。

森林整備の推進を通じて、森林資源の多面的な活用を促進するとともに、魅力ある森林産業と木材の利活用を推進します。森林の魅力をPRし、機能豊かな森づくりにつなげます。

3 施策体系

基本
目標

基本
テーマ

魅力ある地域資源を活用し、人を呼び、仕事を生み出す産業の振興を図ります

人を育て、農林業で生き残れる道を開こう

五つの柱（総合計画）	施策の区分	目指す方向	施策の展開
経営能力に優れた多様な経営体の育成	新たな人材の発掘と育成	次代を担う農業後継者を育成し、UJIターンなどによる新規就農者を確保します。	①後継者（青年、シルバー、UJIターン者等）への就農支援 ②農業創生大学事業の推進 ③女性農業者への支援強化
	認定農業者と集落営農組織等の育成	農業の大規模経営化など、多様な経営を支援します。	①認定農業者及び中心経営体の育成・確保 ②集落営農組織の育成、農業法人化の推進 ③経営体の経営力強化の推進
生産力強化に向けた基盤の整備	農地利用の集積と優良農地の確保	意欲ある担い手へ農地の集積を推進し、経営の効率化と安定を促進します。	①農地の保全と優良農地の確保 ②担い手による農地利用集積の推進 ③耕作放棄地対策の強化
	農業生産基盤整備の推進	生産性と収益性の向上を図るため、基盤整備を促進します。	①補助事業を活用したほ場整備の促進 ②農地・農業用施設の整備と維持、災害未然防止
地域の特性を活かした農業の推進	作目別の生産振興	各作目に応じたきめ細かな生産振興を促進します。	①稲作の振興 ②土地利用型作物の安定生産 ③園芸作物（野菜・花き）の振興 ④果樹の振興 ⑤畜産の振興・耕畜連携の推進 ⑥特用林産物の振興
	雪に強い通年型農業の確立	雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指します。	①雪に強い産地づくりへの支援 ②病虫害や自然災害等への対策の強化
	地産地消の普及と食育の推進	地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進します。	①地産地消と食育の啓蒙・普及 ②直売所・農産物加工所等への支援の強化
	環境にやさしい農業の推進	将来に自信を持って引き継げる環境を確保します。	①環境保全型農業の推進
農産物のブランド化と産地づくりの推進	農産物のブランド化の推進	農畜産物の販売力を強化するため、ブランド化を推進します。	①農産物ブランド戦略の展開
	6次産業化の取り組み支援	地域資源を有効活用した6次産業化への取り組みを支援します。	①6次産業化に向けた取り組みの支援
	売れる農産物生産による産地づくりの推進	新たな品目や品種の導入を促進し、売れる農産物づくりを支援します。	①農産物の競争力強化 ②消費者要望の把握と産地づくりへの反映
農林業・農村の多面的機能の発揮	農村環境の改善と保全	農村及び中山間地域における農業の維持を図るため、農地や農村環境を保全します。	①多面的機能支払交付金の取り組みによる農地の保全 ②中山間地域及び山村地域の振興 ③有害鳥獣捕獲による農産物の保全
	農村の活性化	地域資源をいかしたグリーンツーリズムを推進し、都市住民との交流を促進します。農村の伝統的な食文化の継承を図ります。	①グリーンツーリズム活動の普及推進 ②産直交流事業の推進 ③生活改善活動の支援と食文化の継承 ④内水面漁業の振興
	木材の利活用と機能豊かな森づくり	森林整備の推進を通じて、森林資源の多面的活用を促進し、魅力ある森林産業を推進します。 森林の魅力のPRを強化します。	①森林整備計画に基づく保全・管理（施業の効率化と路網整備の推進） ②治山事業、造林事業の推進 ③民有林整備育成の促進 ④緑化推進の取り組み支援 ⑤市民が身近で気軽に森林にふれあえる環境の整備 ⑥カーボンオフセット事業の推進

第4章

農業振興計画

分野別の振興方針

第4章 分野別の振興方針

第1節 経営能力に優れた多様な経営体の育成

1. 目指す方向

- ・次代を担う農業後継者を育成し、U J I ターンなどによる新規就農者を確保します。
- ・農業の大規模経営化など、多様な経営を支援します。

2. 施策の区分

- 1) 新たな人材の発掘と育成
- 2) 認定農業者と集落営農組織等の育成

3. 施策の背景

本市の農業を持続的に発展させていくためには、経営の効率化や高付加価値化等による所得向上と、次代の農業経営者や地域農業をけん引する農業者の発掘と育成が必要であり、認定農業者や新規就農者の確保・育成とともに、農地所有適格法人などの経営能力に優れた多様な経営体の育成を図る必要があります。

4. 施策の展開

1) 新たな人材の発掘と育成

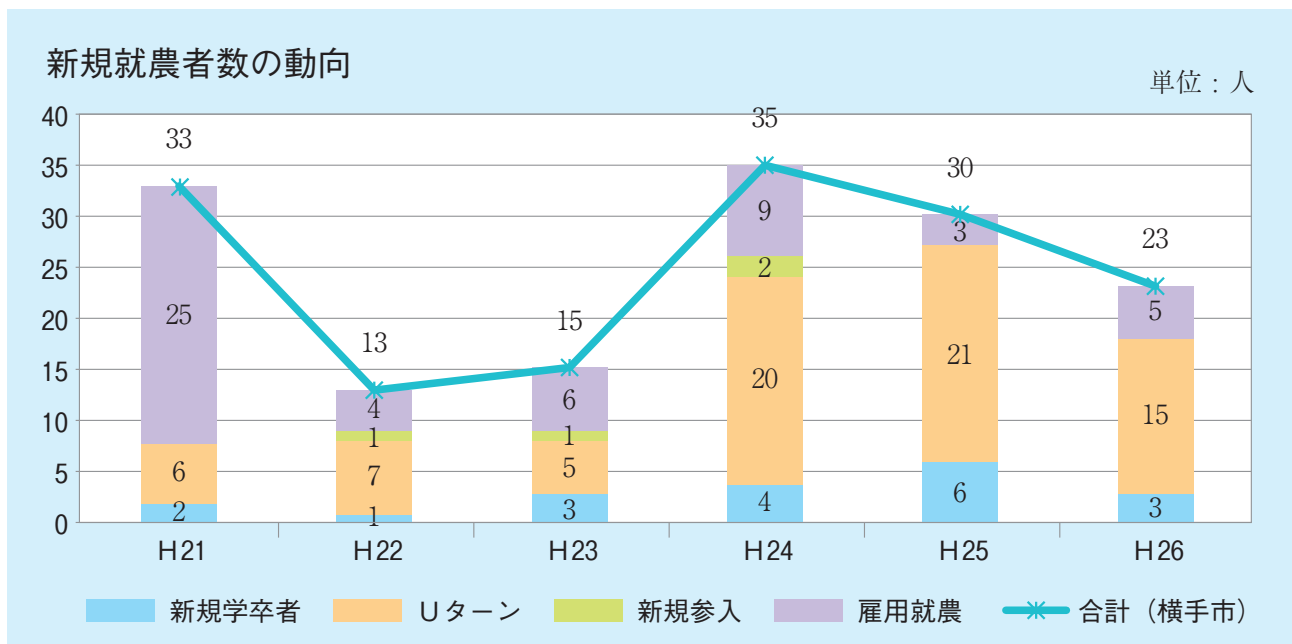
取組① 後継者（青年、シルバー、UJIターン者等）への就農支援

地域に根ざした意欲ある農業後継者を確保するため、青年や退職を迎えるサラリーマン、兼業農家をはじめ、UJIターンによる農外からの参入など様々なルートからの就農を支援します。

また、高齢者が集落営農組織等において、生涯現役として活躍できる地域農業の仕組みづくりを支援します。

【現状と課題】

- ・国の青年就農給付金が創設された平成24年度以降、新規就農者は30人前後で推移し、Uターン等による就農者の割合が高まっています。
- ・市実験農場において新規就農者向けの研修を実施すると共に、就農開始に必要な機械や設備の導入支援事業を実施しています。
- ・新規就農したものの離農する後継者もいるため、就農後のフォローアップや後継者同士の交流機会の確保が必要です。



資料：農業振興課

<参考値> 秋田県の新規就農者数

単位：人

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
134	115	146	199	207	215

資料：秋田県

【主な取組】

- ・ フロンティア育成研修など新規就農者支援対策の充実・強化
- ・ 新規就農者による経営開始のための機械・施設等の導入促進
- ・ 青年等就農資金の活用促進
- ・ 就農定着支援チームによる重点支援の実施
- ・ 新規就農レベルアップ事業による就農後のフォローアップ
- ・ 高校生を対象とした農業インターンシップ事業の実施
- ・ 定年退職者等の農業参入に対応した研修機会の提供
- ・ 高齢者が引き続き農業に参画できるよう集落営農等の組織化の推進



取組② 農業創生大学事業の推進

実験農場を核とした「よこて農業創生大学」事業の実施により、関係団体が連携し、地域農業の継続的な発展のための新規就農者への支援と育成に努めます。

【現状と課題】

- ・地域で学べ！農業技術研修の修了生は着実に増えていますが、修了後のフォローアップや後継者同士の交流の場の確保が必要です。

地域で学べ！農業技術研修生の推移

単位：人

研修先	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
実験農場	1	4	5	4
（うち2年目）		(1)	(3)	(2)
先進農家		1		
（うち2年目）				

資料：農業振興課

【主な取組】

- ・新規就農を目指す青年等への各種研修の実施
- ・実験農場を核とした総合的な農業技術の習得の支援
- ・グローバル化に対応した農業経営を学ぶカリキュラムの構築
- ・農業後継者同士が情報交換や交流が出来る機会や場の提供



取組③ 女性農業者への支援強化

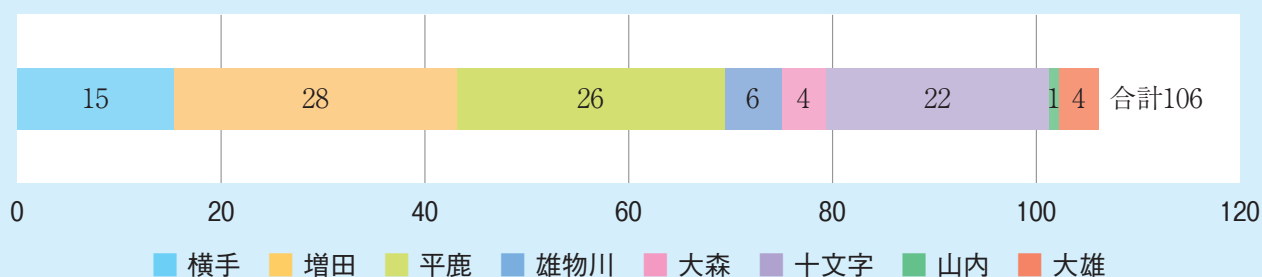
女性の農業経営者としての位置づけを明確にし、農業経営や地域社会への参画を促進します。また、地域における新規女性就農者の自立を促すため、認定農業者や農業近代化ゼミナール、生活研究グループ等の農業者団体の活動への参加を促し、女性農業者を支える体制を整えます。

【現状と課題】

- ・経営の複合化や6次産業化を推進する上で、女性の農業経営への参画は必要不可欠なものとなっていますが、女性の認定農業者数や家族経営協定の締結数は、依然として少ない状況にあります。
- ・近年、女性の新規就農者が農家民宿や農産物加工に取り組むケースがあることから、女性の農業経営参画への支援体制を整える必要があります。

地域別家族経営協定締結実績（平成27年度末現在）

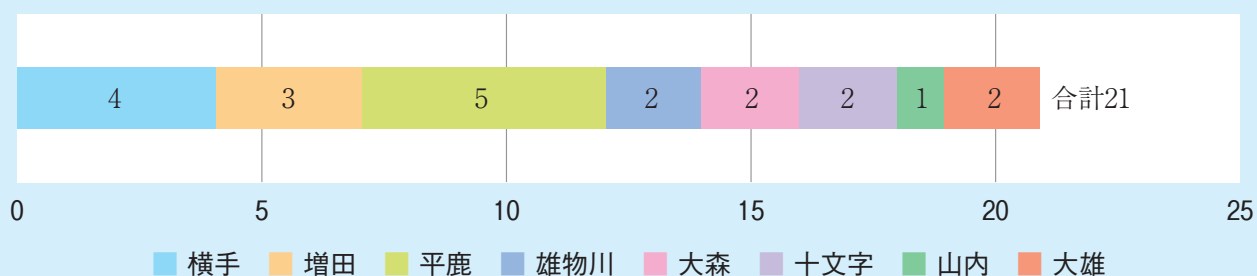
単位：件



資料：農業振興課

地域別女性認定農業者数

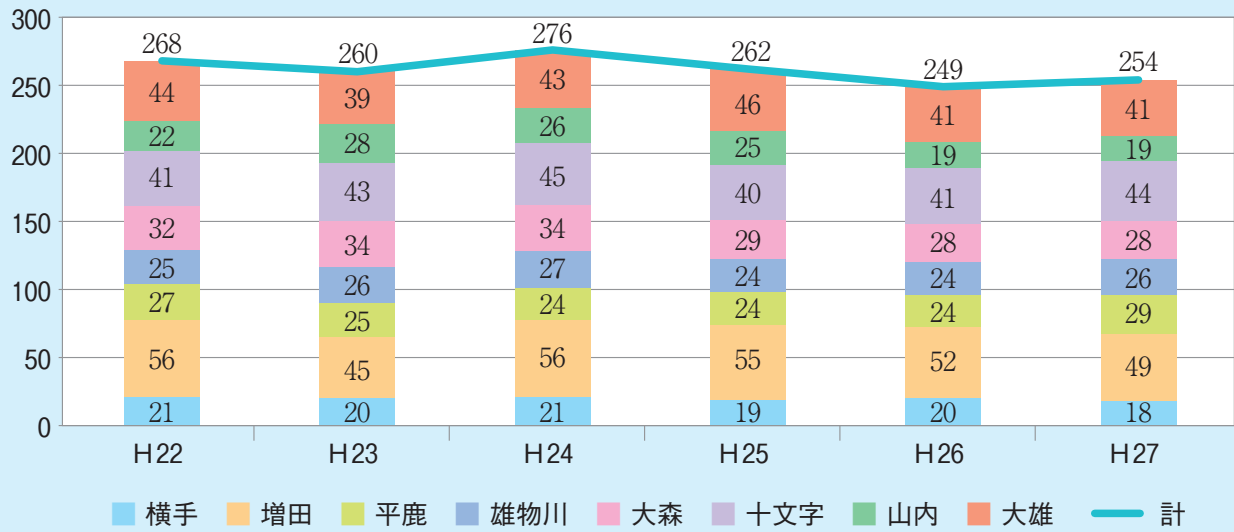
単位：人



資料：農業振興課

横手市生活研究グループ会員数の推移

単位：人



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 家族経営協定や女性認定農業者の拡大
- ・ 農産物加工など女性の起業活動の促進
- ・ 認定農業者や農業者団体への参加促進
- ・ 同世代の女性就農者の情報交換の場の提供
- ・ 農業高校に在学する未来の女性農業者と若い女性農業者の交流促進
- ・ 地域内外で活躍する女性農業者との情報交換、交流の場の創出



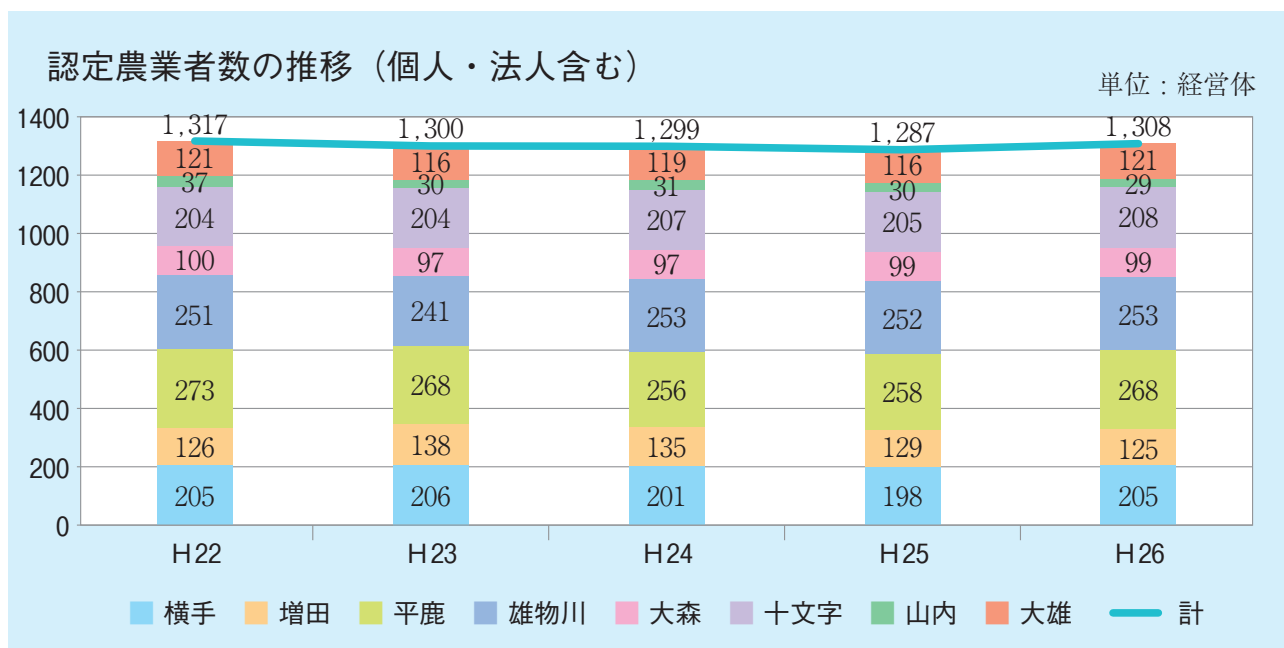
2) 認定農業者と集落営農組織等の育成

取組① 認定農業者及び中心経営体の育成・確保

地域ごとに意欲ある認定農業者と中心経営体等の担い手農業者の確保に向けた、新たな人材の発掘と育成を図ります。

【現状と課題】

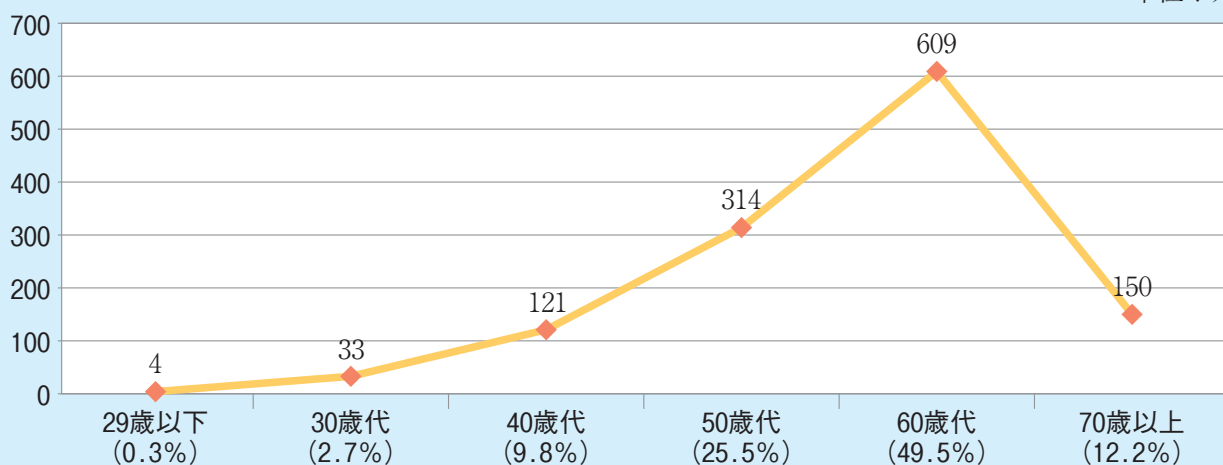
- ・全市的には減少傾向だった認定農業者も平成26年度から増加傾向に転じていますが、中山間地域を抱える地区においては依然として減少傾向です。
- ・認定農業者の高齢化が進み、担い手農業者の中心は60歳代となっています。特に中山間地域で高齢化の傾向が強いことから、後継者不足が深刻な状況となっています。
- ・認定農業者の認定基準と人・農地プランの中心経営体の位置付けの基準が違うため、地域農業の担い手が必ずしも統一されていない状況となっています。



資料：農業振興課

年代別の認定農業者数（法人含まず・平成26年度末）

単位：人



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 認定農業者の新規掘り起し活動の展開
- ・ 認定農業者の農業経営改善計画達成のフォローアップ
- ・ 農業法人の設立から経営が安定するまでの総合的なサポート
- ・ 認定農業者協議会の活性化による研修、情報交換、交流の機会の拡充
- ・ 人・農地プラン「地域の話し合い」の積極的な展開



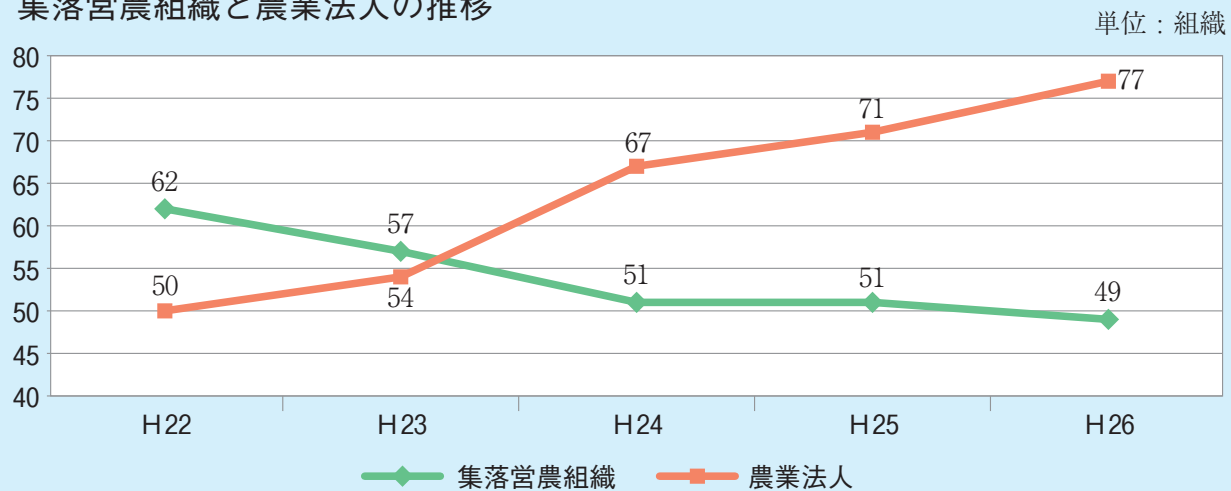
取組② 集落営農組織の育成、農業法人化の推進

地域の中心となる経営体の確保・育成のため、農業経営の法人化の取り組み、集落営農の組織化の取り組みを支援します。

【現状と課題】

- ・集落営農組織は法人化に向けた計画を策定し目標に向かっており、年々減少する傾向にあります。
- ・農業経営の法人化については、着実に取り組みが進んでいる状況にあります。
- ・集落営農組織の構成員の高齢化や後継者不足により農業法人に移行できない組織もあります。

集落営農組織と農業法人の推移



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・担い手経営発展支援事業による法人の経営管理や複合化・多角化への取り組み支援
- ・農業法人確保・育成事業による法人化の取り組み、集落営農の組織化の支援
- ・農地中間管理事業や農地整備事業との連携

取組③ 経営体の経営力強化の推進

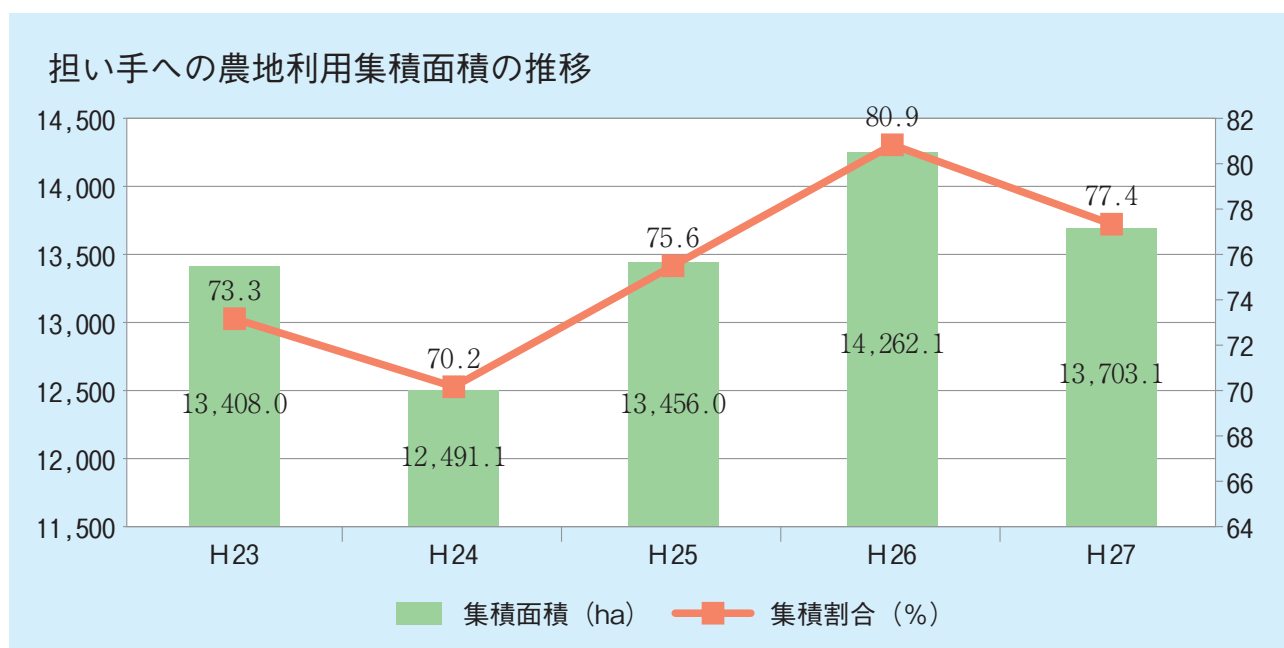
地域の担い手への集積は、農地中間管理事業の実施により着実に進んできており、担い手の経営力を高めるため、人・農地プランの見直しや農地中間管理事業の推進により、さらなる農地集積を促進します。

また、認定農業者制度や各種制度資金の活用により経営体の経営力強化を支援します。

さらに、JA等の共同利用施設の整備や再編に対し強い農業づくり交付金等の活用を促し、産地の合理化や農産物の高付加価値化、生産コストの低減を推進します。

【現状と課題】

- ・ 農地の利用集積率は着実に高まっているが、今後も離農する農業者が出てくることが予想されることから、受け手となる認定農業者等の経営安定に向けて、引き続き地域での話し合いによる人・農地プランの見直しが必要です。
- ・ 米価の下落や度重なる自然災害による農家所得の減少により、再生産可能な農業経営が困難なケースが続いており、意欲的に規模拡大しようとする経営体のみならず、農業経営を資金面で支援することも必要です。



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 地域の話し合いによる人・農地プランの見直しの促進
- ・ 農地中間管理事業の活用による担い手への農地集積の促進
- ・ 農業経営安定化対策資金（マル農）融資あっせん事業の活用促進
- ・ スーパーJ資金をはじめとする各種制度資金の活用促進
- ・ 経営体育成支援事業や強い農業づくり交付金等を活用した経営力強化の推進

5. 施策の成果指標

成果指標	現状値 (H27直近値)	目標値 (H32)
新規就農者数(年間)	15人	30人
認定農業者数	1,335人	1,300人
農業法人数	93法人	100法人

6. 関連する各種計画等

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 横手市定住自立圏共生ビジョン
- ・ 第3次横手市男女共同参画行動計画
- ・ J A秋田ふるさと地域農業振興計画



第2節 生産力強化に向けた基盤の整備

1. 目指す方向

- ・意欲ある担い手へ農地の集積を推進し、経営の効率化と安定を促進します。
- ・生産性と収益性の向上を図るため、基盤整備を促進します。

2. 施策の区分

- 1) 農地利用の集積と優良農地の確保
- 2) 農業生産基盤整備の推進

3. 施策の背景

高齢化の影響で離農者が増え耕作放棄地の拡大が懸念されています。このため大規模農家ややる気のある農業者等に農地を集積し地域の農地を維持していく必要があります。

また、農業経営の面では、TPPや平成30年産米から国による生産調整配分が終了することから、稲作中心の生産構造からの転換が必要であり、優良農地を確保するとともに生産性や収益性の高い野菜や花き、きのこ等の園芸作物を取り入れた経営の複合化を推進する必要があります。

さらに、効率的な農業経営の確立が求められており、園芸用ハウスなどの生産施設や設備の導入、ほ場の大区画化や用排水施設の整備など生産基盤の整備と担い手への面的集積を促進する必要があります。

あわせて、市内の農業用施設の経年劣化による老朽化が顕著であり、大規模災害が発生した際に甚大な被害を受ける恐れがあることから、更新や改修を行う必要があります。

4. 施策の展開

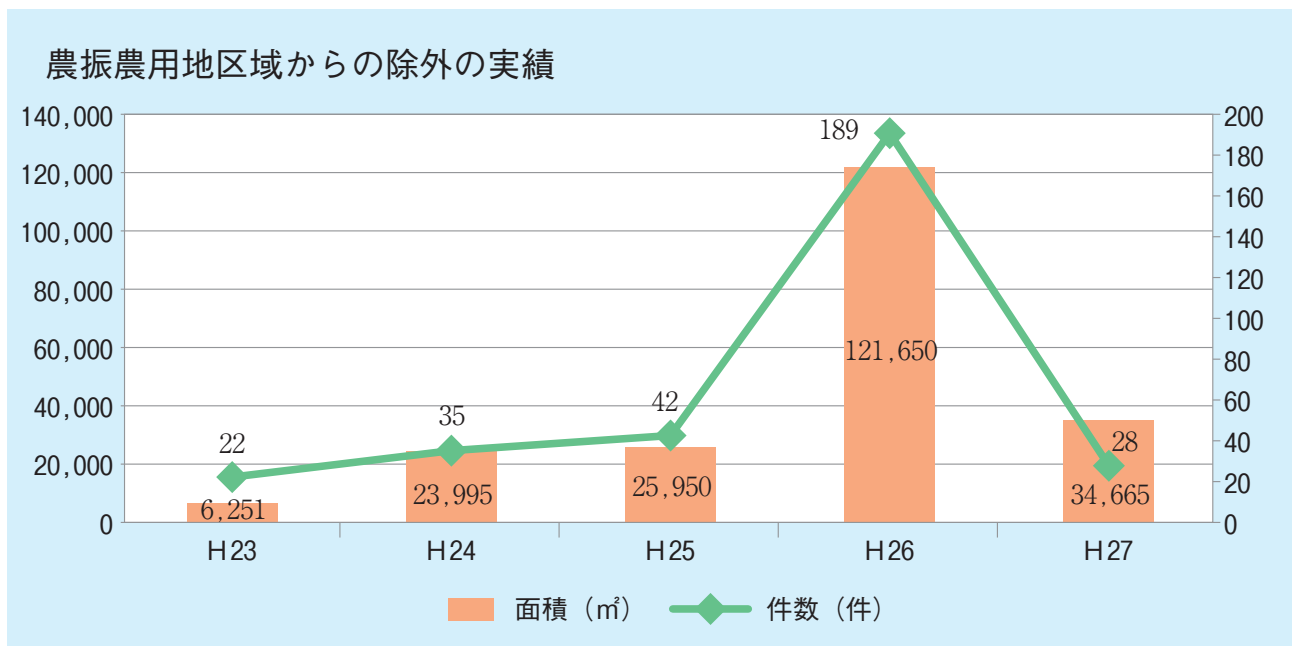
1) 農地利用の集積と優良農地の確保

取組① 農地の保全と優良農地の確保

農業を行う上で最も基礎的な要素である農地の保全と優良農地の確保に努めます。

【現状と課題】

- ・ 農地以外の利用目的に転用する場合、農業経営に影響が出ないことを重視し、農業委員会総会において十分に検討しています。
- ・ 優良農地を確保するため農業公社の事業を活用し、規模拡大を目指す農家への農地の集積のあっせんを行い、大規模経営を促進しています。
- ・ 土地利用状況については、市街地を中心とした宅地等の需要が増加していく傾向にあります。



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 農地転用許可審査における代替性の有無や周辺農地への影響など現地状況の確認の徹底
- ・ 遊休農地の所有者に対する指導強化
- ・ 農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の見直しと、生産環境の保全の観点に立った土地利用調整の実施
- ・ 農業委員の地域担当制の明確化と、地域に精通した農業委員による現地確認の実施

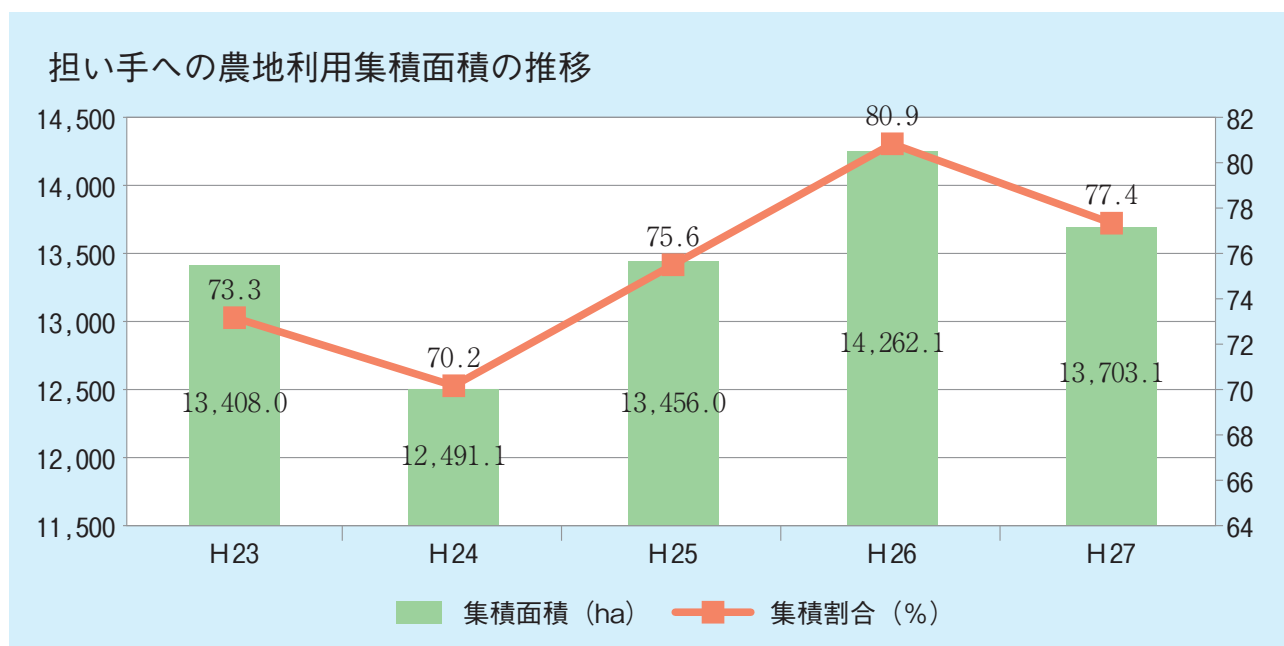
取組② 担い手による農地利用集積の推進

地域農業の担い手へ農地を集積・集約化等することにより農業経営基盤の強化を図ります。

【現状と課題】

- ・ 高齢化や過疎化に伴い、農業構造が脆弱化しており農業生産力が低下しています。
- ・ 担い手への農地集積割合を平成36年度に90%とする目標を目指し、J A秋田ふるさと、市農業委員会、市等関係機関が連携を密にして農地中間管理事業を実施する必要があります。

※再掲



資料：農業振興課

【主な取組】

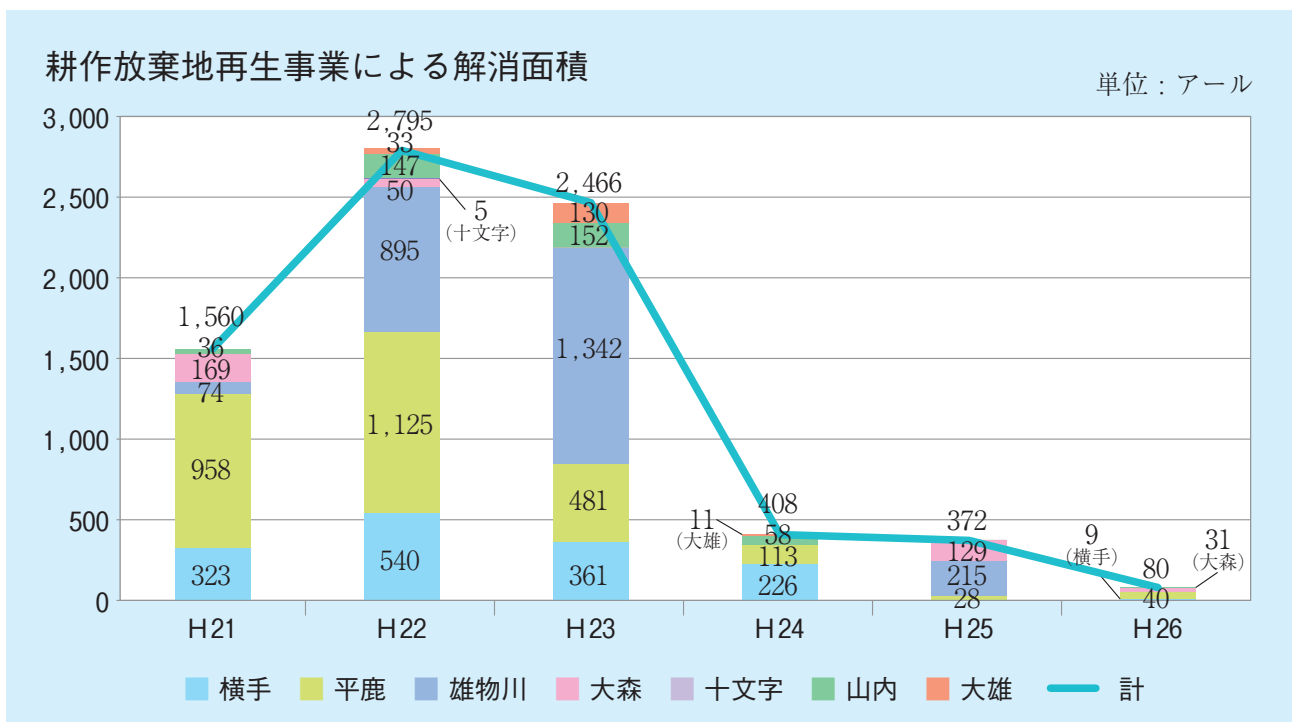
- ・ 人と農地の問題を一体的に解決していくための、地域の話し合いの推進と、人・農地プランの策定及び見直し
- ・ 農業関係各機関の連携強化による農地中間管理事業の推進

取組③ 耕作放棄地対策の強化

耕作放棄地の再生を図り、増加傾向にある不耕作農地が耕作放棄地化しないよう、的確な状況把握と指導を行います。

【現状と課題】

- ・ 農業就業人口の減少に伴い特に山間部で不耕作農地の拡大が懸念されています。
- ・ 過疎化や社会情勢の変化から離農する方が増加し、耕作放棄地が増大する恐れがあります。



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 再生可能な農地における耕作放棄地再生利用交付金を活用した事業の実施
- ・ 新たな耕作放棄地の発生防止に向けた農地パトロールによる適切な指導の実施
- ・ 農地中間管理事業を活用した担い手への農地集積による農地の保全



2) 農業生産基盤整備の推進

取組① 補助事業を活用したほ場整備の促進

ほ場の区画整理や暗渠排水などの生産基盤を整備し、農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率かつ安定的な農業を確立します。

【現状と課題】

- ・ 県営事業により、食料供給能力の向上と農業の競争力の強化を図るため、その土台となる生産基盤を整備しています。
- ・ 国営事業の農業用施設改修等により、施設の維持管理の軽減及び湛水被害の防止を図る必要があります。
- ・ 農地中間管理事業と連携を図り、農地集積と戦略作物の高収量、高品質化を促進する必要があります。

県営ほ場整備事業整備面積(平成7年～平成27年完了分)

地区数	整備面積
24地区	4,184.1ha

資料：秋田県平鹿地域振興局農村整備課

地下かんがいシステム導入支援事業実施地区一覧表(平成26年度～平成28年度)

地区名	関係団体	受益面積	工期	作物名
館花	増田土地利用組合	1.9ha	H26	ネギ
南旭川	県南旭川水系土地改良区	3.3ha	H26～H27	キャベツ、小ギク、スイカ、キュウリ
越前	十文字町土地改良区	7.1ha	H26～H27	キュウリ、花き、ホウレンソウ
北阿気	阿気土地改良区	9.5ha	H26～H27	スイカ、サトイモ
雄物川筋	雄物川筋土地改良区	3.9ha	H27～H28	枝豆、スイカ
南旭川2	県南旭川水系土地改良区	2.2ha	H27～H28	枝豆、ネギ
計		27.9ha		

資料：農林整備課

【主な取組】

- ・ 農地中間管理事業の事業採択モデル地区の設置による国庫補助事業採択の優先度の向上
- ・ 土地改良区との情報共有による新規地区の掘り起こし
- ・ ほ場の区画整理などの生産基盤の整備による担い手へ農地集積、及び農業生産性の向上と経営規模の拡大による効率かつ安定的な農業体制に向けた支援(農地集積加速化基盤整備事業)
- ・ モミガラ補助暗渠などによる排水対策の強化と、用水補給や地下水制御が可能となる地下かんがいシステム導入の促進(地下かんがいシステム導入支援事業)

取組② 農地・農業用施設の整備と維持、災害未然防止

施設の更新や経年劣化した施設の改修等を行い、大規模な災害に強い農地・農業用施設を整備し、危険個所の把握にも努め、生産性や収益性を高めます。

【現状と課題】

- ・昭和40年代にかけて整備した用排水路等の農業生産施設の老朽化が顕著になっています。
- ・近年異常気象（集中豪雨、豪雪等）が頻発し、農業生産施設や農地が被災しています。
- ・高齢化による担い手不足により、集落の共同作業による水路や農道の維持が困難になる可能性があります。

【主な取組】

- ・国営横手西部土地改良事業（農業用排水）【平成24年度～平成32年度】
- ・国営旭川土地改良事業（農業用排水）【平成28年度～平成36年度】
- ・農業水利施設などの老朽化等の課題解消に向けた地域の事情に応じた生産基盤の整備の実施（戦略作物生産拡大基盤整備促進事業）
- ・農業用ため池（防災重点ため池41箇所）について県と連携したハザードマップの作成

5. 施策の成果指標

成果指標	現状値 (H27直近値)	目標値 (H32)
担い手への農地集積率	77.4%	85.0%
ほ場整備率（30 a 以上）	88.8%	93.8%
ため池（防災重点ため池） ハザードマップ作成	29箇所	41箇所

6. 関連する各種計画等

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・横手農業振興地域整備計画
- ・横手市国土利用計画
- ・第2次横手市環境基本計画



第3節 地域の特性を活かした農業の推進

1. 目指す方向

- ・各作目に応じたきめ細かな生産振興を促進します。
- ・雪に強い農業を支援し、雪を資源と捉え、農業への利活用を図り、通年型農業モデルの確立を目指します。
- ・地元産農産物への住民意識を高めるため、地産地消の普及と食育を推進します。
- ・将来に自信を持って引き継げる環境を確保します。

2. 施策の区分

- 1) 作目別の生産振興
- 2) 雪に強い通年型農業の確立
- 3) 地産地消の普及と食育の推進
- 4) 環境にやさしい農業の推進

3. 施策の背景

近い将来予想されるTPPの発効と平成30年度に米の生産数量目標による配分が廃止されることにより、国内の農業情勢が大きく変わることが確実であり、またその方向性も不透明です。

一方、国内消費者の安心安全志向もあり、環境に配慮した農作物の生産が求められていることから、多様な農業経営の確立が急務となっています。

また、米の生産調整が進み転作率が高くなっているものの、現状では水田のまま転作カウントされる加工米や備蓄米などの割合が高く、県内一複合化が進んでいる当市においても、園芸作物の作付割合は全国的な割合と比べても低水準となっています。

4. 施策の展開

1) 作目別の生産振興

取組① 稲作の振興

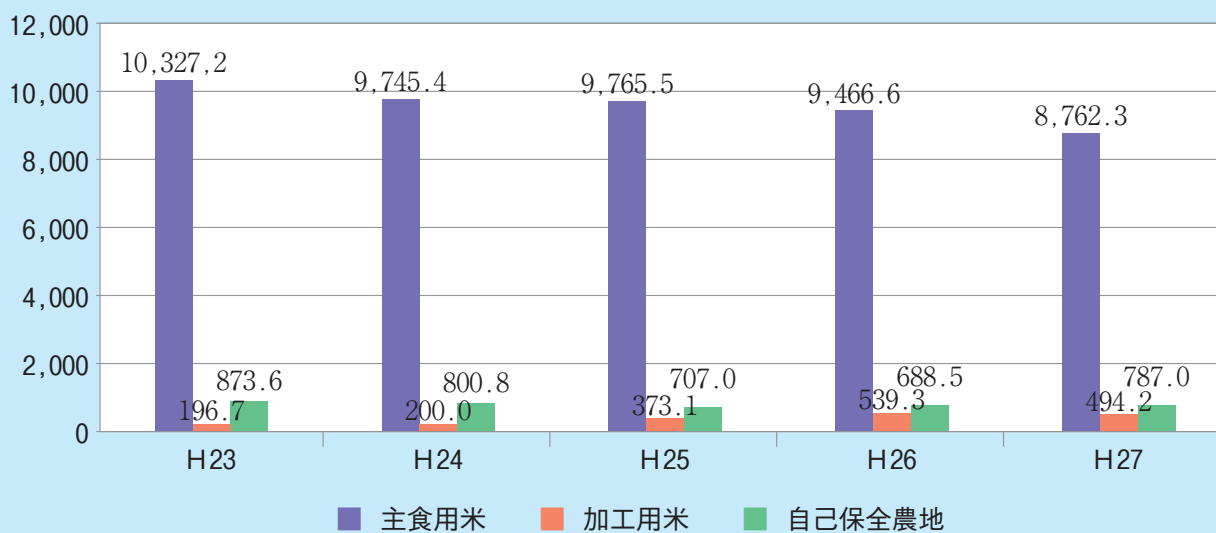
売れる米の生産のため、あきたこまちに偏らない品種の導入を進めるとともに、e c o ライスなどの高品質米の安定生産も進め、再生産可能な稲作農業を推進します。

平成30年度から米生産数量目標による配分が廃止されるため、米の過剰作付による米価の低迷が懸念されることから、WCS用稲や飼料用米などの新規需要米の作付を推進し、主食用米の需給調整に取り組みながら、水田の治水機能の維持も図っていきます。

【現状と課題】

- ・転作率が高くなっていますが、新規需要米や園芸作物に取り組めない農家においては、自己保全管理などで対応するしかなく、耕作放棄地の増加と水田の治水機能の低下が懸念されています。
- ・平成30年度の生産目標数量の配分の廃止により、水稻の過剰作付が起こり、米価が低迷する懸念が大きくなっています。

水稻作付面積と自己保全農地の推移



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ J A等と連携したe c oライスの推進
- ・ 多様な消費者ニーズに対応した品種の作付の推奨
- ・ 新技術の導入などによる低コスト生産の普及
- ・ 平成29年産までは、生産数量目標の自主的取り組み参考値への深堀の推進
- ・ 耕畜連携事業などの活用によるW C S用稲や飼料用米の作付推進

＜成果指標＞ 作付面積

単位：h a

指標項目	実績	目標	
	平成27年度	平成32年度	平成37年度
主食用米	8,762.3	8,600	8,500
加工用米	494.2	506	510
飼料用米	251.9	300	350
W C S用稲	210.0	205	200
米粉用米	5.5	5	5

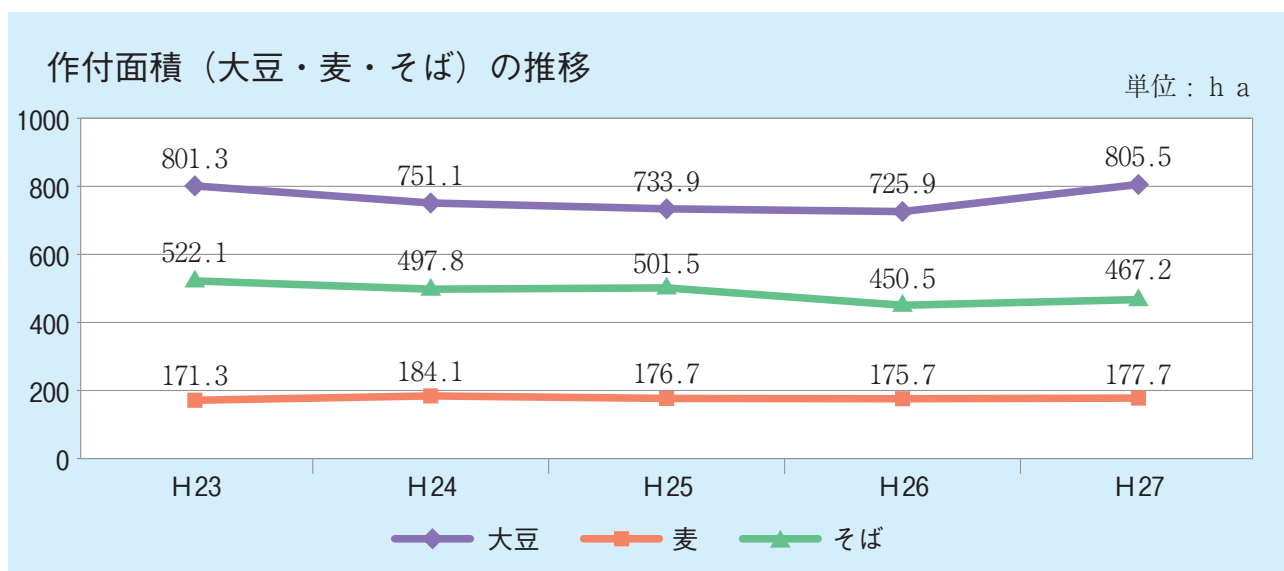


取組② 土地利用型作物の安定生産

平成30年度から生産数量目標による配分の廃止を受け、産地交付金の活用による大豆・麦・そば等の土地利用型作物の作付拡大を図るとともに、横手の気候に合った品種の選定と栽培技術の向上による高品質安定生産を目指します。

【現状と課題】

- ・転作の割合が高くなるにつれて、土地利用型作物であり戦略作物として位置づけられる大豆・麦とともに、産地交付金の追加配分枠であるそばについては、産地交付金を活用し需給に合わせた生産を振興する必要があります。
- ・しかしながら、米政策の見直しにより新規需要米（加工用米、備蓄米、飼料用米）等の作付けに移行しており、そば等の転作作物の作付が減少傾向にあります。



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 経営所得安定対策の産地交付金を活用した生産拡大の推進
- ・ 県で推奨する品種や栽培体系の普及と生産技術の向上
- ・ 補助事業等を活用した規模拡大とコスト削減の推進

＜成果指標＞ 作付面積

単位：h a

指標項目	実績	目標	
	平成27年度	平成32年度	平成37年度
大豆	805.5	810.0	815.0
麦	177.7	180.0	185.0
そば	467.2	475.0	490.0



取組③ 園芸作物（野菜・花き）の振興

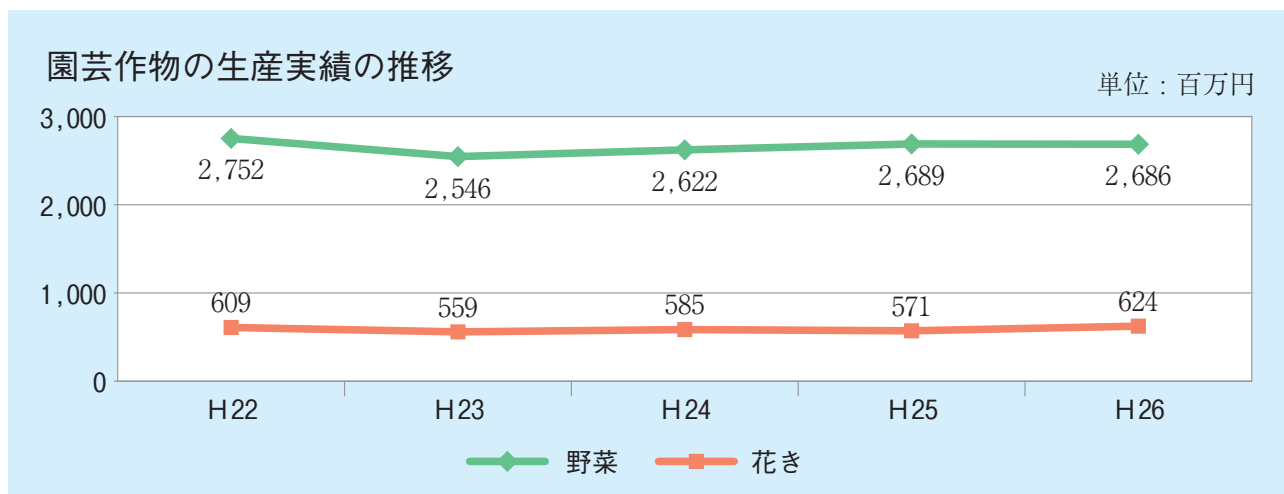
各地域に園芸作物の団地化を進め、ロットの確保による市場競争力を高めることで、販売額の向上を図ります。

県やJ Aと連携しながら消費者ニーズをきめ細やかに情報収集し、新たな推進品目の選定など戦略的な園芸作物の作付推進を図ります。

実験農場では、横手の土地にあった品種を栽培実証し、推奨することで横手産野菜の普及に努めます。

【現状と課題】

- ・米の生産調整が進み転作率が高くなっているものの、現状では水田利用のまま転作カウントされる加工米や備蓄米などの割合が高くなっています。
- ・秋田県の中では複合化が進んでいるものの、園芸作物の作付割合は全国的な割合と比べても低水準となっています。



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・国や県の補助事業を活用した園芸作物の作付拡大及び団地化の推進
- ・高収益作物導入推進事業などの単独事業を活用した小規模農家の作物転換支援
- ・実験農場とJ Aの連携による安定した種苗供給体制の確立
- ・実験農場のほ場を活用した各種栽培実証とそれに基づく推奨品種の選定及び普及
- ・T P Pを見据えた輸出入農産物の動向把握

＜成果指標＞ 生産額

単位：百万円

指標項目	実績			目標	
	平成26年度	平成32年度	平成37年度	平成32年度	平成37年度
野菜生産額	2,686	2,800	3,000		
花き生産額	624	640	660		

取組④ 果樹の振興

高収益な樹種への転換や樹園地の土壌改良、農家の栽培技術の向上などを進め、高品質な果樹の安定生産を進めるとともに、他産地との差別化を図ります。

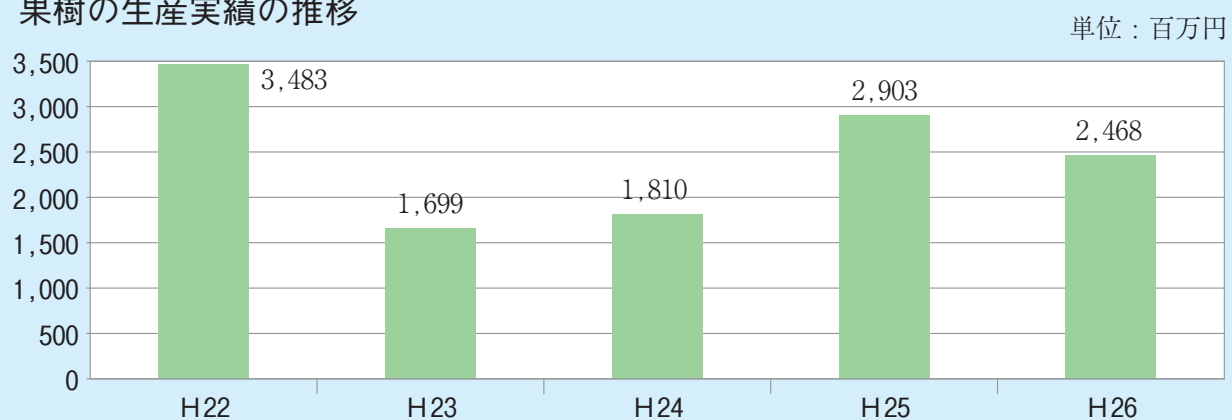
果樹農家同士のネットワークづくりや共防組織の強化などにより、担い手の確保を図ります。

災害予防の資材導入や雪害に強い樹体管理技術の確立などにより、災害に強い果樹産地の確立を目指します。

【現状と課題】

- ・りんごについては、雪害を機に他品種や他樹種への転換が進んできているものの、未だ「ふじ」の割合は高く、受粉など繁忙期における作業の集中化や異常気象時の災害発生リスクの集中が懸念されています。
- ・果樹農家は高齢化と担い手不足に加え、度重なる雪害や風害により持続的な果樹経営に不安を感じています。さらに、果樹は改植しても無収入期間があるため、経営継続を断念している農家もあり、今後農家数の増加や樹園地の拡大は期待できません。
- ・また、永年の栽培により酸性土壌になっている樹園地も多く、生理障害とみられる被害による品質の低下も散見されており、収益の低下につながっています。

果樹の生産実績の推移



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・改植事業などを活用した高収益樹種への計画的な転換の促進
- ・果樹健全化事業などを活用した樹体の強靱化の促進
- ・若手果樹農家を中心とするネットワークづくりと共防組織の強化拡充
- ・県果樹試験場と連携した雪害予防技術や栽培新技術などの研修の実施

＜成果指標＞ 生産額

単位：百万円

指標項目	実績		目標	
	平成22年度	平成26年度	平成32年度	平成37年度
りんご生産額	2,685	1,866	2,200	2,400
ぶどう生産額	406	310	400	430
なし生産額	135	126	130	135
おうとう生産額	215	94	120	150
もも生産額	40	71	75	80



取組⑤ 畜産の振興・耕畜連携の推進

耕種農家と畜産経営体の連携による飼料と堆肥の循環を進め、高品質の畜産物の生産振興を図ります。

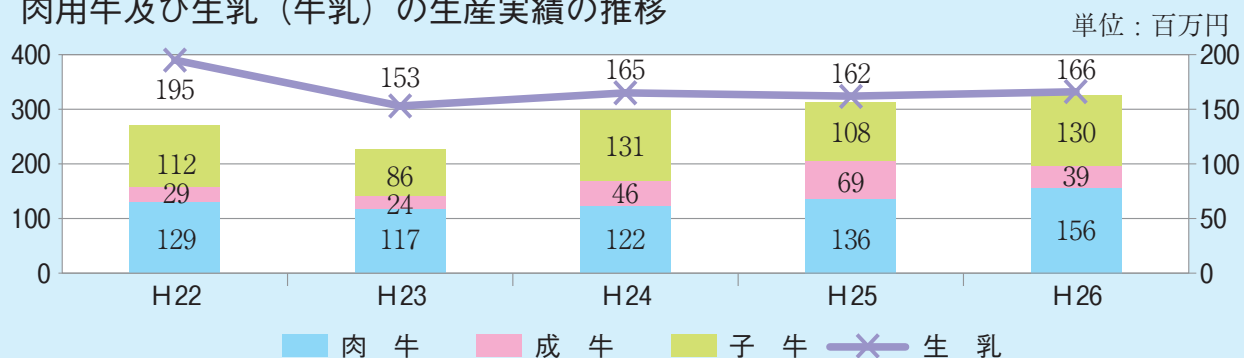
省力化のための施設や設備の導入による経営の合理化を進め、T P Pの影響を受けにくい畜産経営の確立を目指します。

環境対策の充実や地域との相互理解の醸成により、環境に配慮した畜産経営を進めるとともに、地域防疫体制の構築を進めます。

【現状と課題】

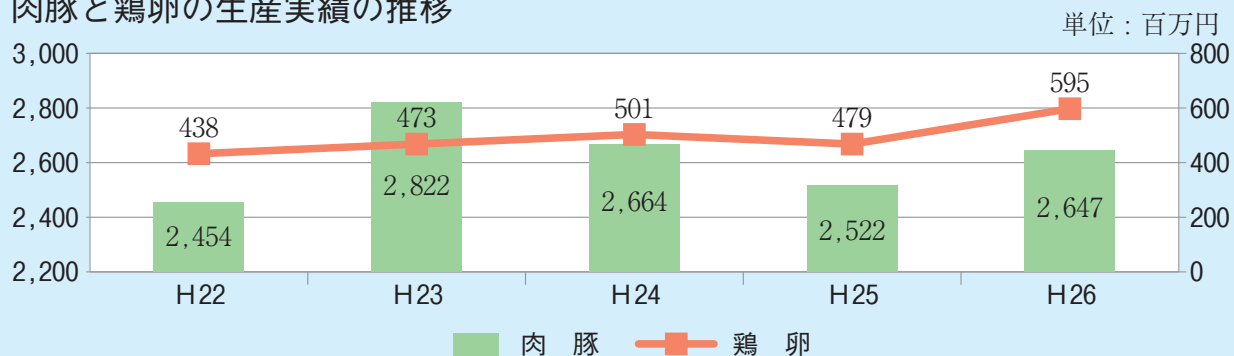
- ・ 畜舎や設備の老朽化や輸入飼料の高騰などによる生産コストの増加や、高齢化による農家の廃業などで、飼養頭羽数が減少しています。
- ・ 地域環境に対する関心の高まりにより、畜舎と住宅地が近接しているところでは、悪臭対策やし尿処理対策の徹底が求められています。
- ・ 外国人との人的交流の活発化や鳥インフルエンザの飛来性伝染病の世界的な広がりなど、家畜の伝染病リスクがますます高まっています。

肉用牛及び生乳（牛乳）の生産実績の推移



資料：農業振興課

肉豚と鶏卵の生産実績の推移



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 畜産クラスター事業を活用した地域ぐるみでの高収益型の畜産振興
- ・ 耕畜連携事業などを活用した循環型農業の促進
- ・ 地場産畜産物の地域消費を促進し、地域消費者との畜産に対する相互理解の促進
- ・ 緊急的な伝染病に対応できる地域防疫体制の構築

＜成果指標＞ 生産額

単位：百万円

指標項目	実績	目標	
	平成26年度	平成32年度	平成37年度
肉 牛	156	160	165
成 牛	39	50	55
子 牛	130	150	160
肉 豚	2,647	2,700	2,800
生 乳	166	170	175
鶏 卵	595	600	650



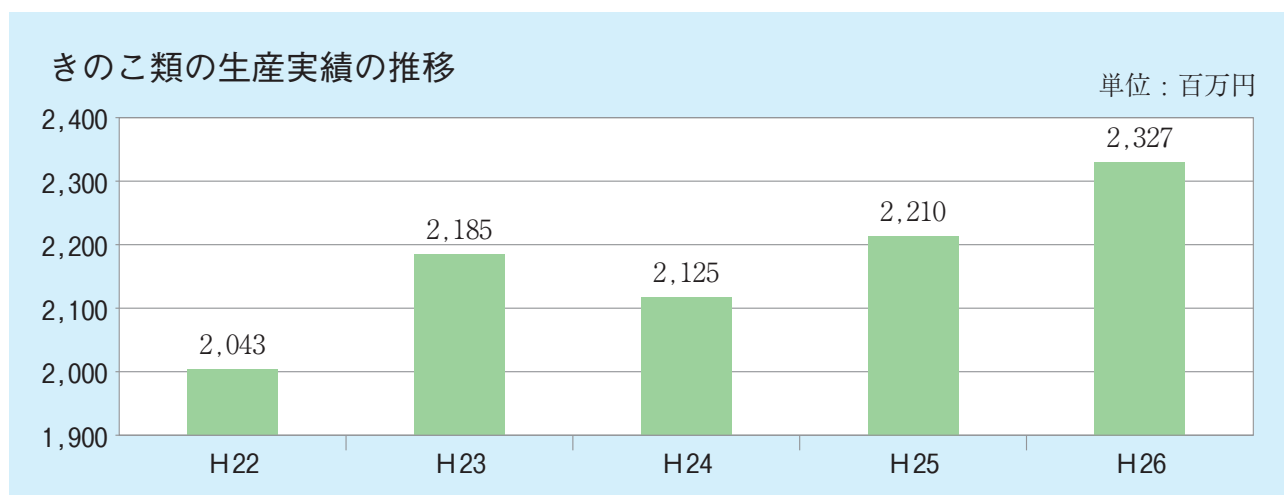
取組⑥ 特用林産物の振興

ヒートポンプエアコンなどの導入をすすめ、コスト削減と年間を通じた安定生産により、経営の安定を図ります。

制度資金や各種事業を活用するとともに、生産者の技術交流なども促進し、生産農家の増加と販売額の向上を進めます。

【現状と課題】

- ・菌床しいたけは、パイプハウスなどの資材や燃料代の高騰、収穫時の雇用費など高コストのため、高額な初期投資を敬遠し新規に取り組む農家が少なくなっています。
- ・国の園芸関係補助事業では特用林産物が対象とならないものが多く、県や市の独自対策が求められています。



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・農業夢プラン事業などの国や県の補助事業を活用した低コスト生産体制の整備

<成果指標> きのこ類生産額

単位：百万円

指標項目	実績			目標	
	平成26年度	平成32年度	平成37年度	平成32年度	平成37年度
生産額	2,327	2,400	2,500	2,400	2,500

2) 雪に強い通年型農業の確立

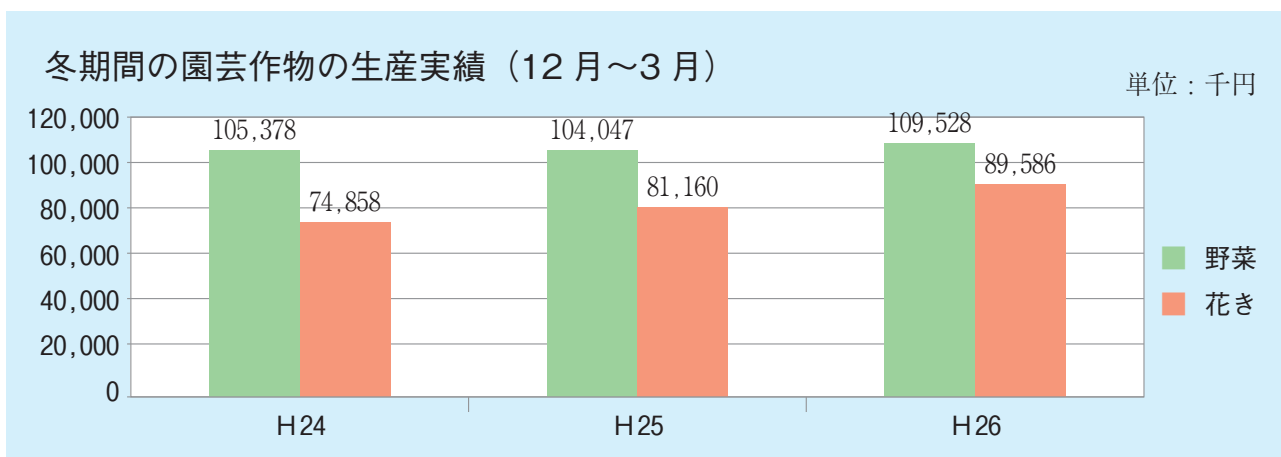
取組① 雪に強い産地づくりへの支援

雪を活用した生産技術などの確立を進め、雪との共生による冬期農業の実現を目指します。

冬期の施設栽培などのコスト削減を進め、夏期並みの農業所得の確保により生きがいを持てる冬期農業を推進します。

【現状と課題】

- ・冬期の施設栽培については、燃料費や除雪機及び除雪に係る人件費など、雪の少ない地域に比べ高コストのため、積極的に取り組む農家が少なく、規模拡大も進んでいません。
- ・露地における雪下栽培の取り組みもありますが、収穫時の負担が大きく普及が進みません。
- ・冬期栽培の農作物はそれぞれ生産量が少ないため、主に直売所向けとなっており、系統出荷による市場流通が他県に比べて少ない状況です。



資料：J A秋田ふるさと販売実績

【主な取組】

- ・地下水熱ヒートポンプなどの活用による低コストで環境に配慮した冬期施設栽培の推進
- ・県の試験機関やJ Aなどと連携した効率的な融雪又は除雪技術の確立
- ・農業以外の分野とも連携し、雪を活用した新たな農業の検討及び検証

<成果指標> 冬期間の園芸作物の生産額

単位：百万円

指標項目	実績	目標	
	平成26年度	平成32年度	平成37年度
野菜生産額	109	120	130
花き生産額	89	95	100

取組② 病虫害や自然災害等への対策の強化

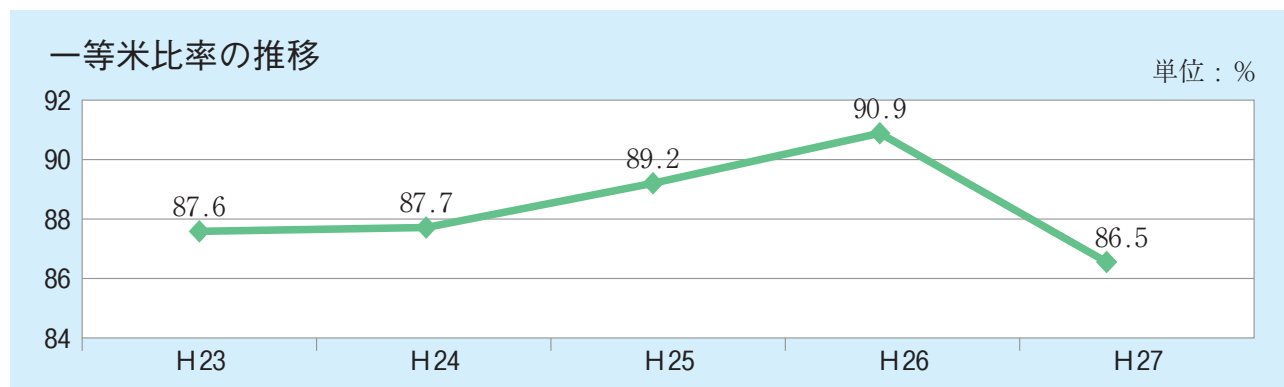
県やJ Aと連携して各作目における病虫害の予防や防除の指導を徹底するとともに、生物農薬なども積極的に活用し環境に配慮した病虫害防除体制の確立を目指します。

無人ヘリ防除組織の育成や強化を進め、適期防除ができる体制づくりを推進します。

豪雪や風水害など突発的な自然災害でも被害を抑えられる栽培体系の構築と、災害後短期間での復旧が可能な支援体制の確立を進めます。

【現状と課題】

- ・ J Aなどによる栽培ごよみや病虫害予察情報など農家への啓蒙を実施しているものの、適期防除が実施されなかったり、他作物の防除時の飛散による残留農薬の問題も散見されています。
- ・ 無人ヘリの防除組織がまだ足りないため、カメムシ防除を無人ヘリのみで対応しているところでは適期防除にならず、カメムシ被害が減少しない一因となっています。
- ・ 一つの品種のみを栽培した場合、収穫期に災害が起きた時などの被害が大きくなる懸念があります。また、栽培施設などが被災した場合に、共済などに加入していない農家は復旧経費が大きな負担となっています。



資料：J A秋田ふるさと主食用米集荷実績

【主な取組】

- ・ J Aの各部会と連携した適期防除と農薬飛散防止策の徹底
- ・ 生物農薬などを積極的に活用し環境に配慮した病虫害防除の推進
- ・ 無人ヘリの防除組織の育成と強化及びカメムシの適期一斉防除の推進
- ・ 災害リスクの減少のため、多品種構成による作期分散や排水対策の実施
- ・ 災害時の負担軽減のため、農機具共済やハウス共済および災害復旧の融資制度の活用促進

＜成果指標＞ 米の一等米比率

単位：%

指標項目	実績			目標	
	平成27年度	平成32年度	平成37年度	平成32年度	平成37年度
一等米比率	86.5	90.0	92.0		

3) 地産地消の普及と食育の推進

取組① 地産地消と食育の啓蒙・普及

地元産農産物への住民意識の高まりにより横手産品を選択購買していただき、日々の暮らしの中で地場産の旬の食材を食卓に取り入れ、横手市の農業を応援していただける横手ファンが増加するような取り組みを進めます。

【現状と課題】

- ・食農推進は、全市民参加型プロジェクト「チーム・プラスY」への取り組みを進めているものの、加入者数に対して活動実績が少ない状況があり、横手の「食と農」の全体的な底上げと地産地消率等の向上には、直売所や活動グループの活発化と更なる啓蒙が必要となっています。
- ・食育については、横手市食育推進協議会において進めることとしていますが、関係機関や団体が連携した取り組みが進んでいない状況にあり、一体となった取り組みが必要です。

チーム・プラスY活動実績

区 分	個 人	団 体
加入件数（人・組織）	345	147
活動実績報告数（件）	19	41

資料：農業ブランド創造課

【主な取組】

- ・がんばれ横手の食と農応援事業による『食と農』チーム・プラスY活動の推進
- ・コミュニティFMやホームページなどを活用した「食と農からのまちづくり」PR
- ・実験農場と連携した農業体験や地域食材を活用した学校給食などの食育・地産地消推進事業
- ・「全国発酵のまちづくりネットワーク協議会」活動の推進
- ・横手市食育推進協議会を核とした、全市的な食育活動の推進
- ・直売所を核とした地産地消活動の推進

<成果指標> 普段から地産地消を意識した生活を送っている市民

単位：%

指標項目	実績	目標	
	平成27年度	平成32年度	平成37年度
地産地消を意識した生活を送っている市民の割合	66.9	70.0	75.0

取組② 直売所・農産物加工所等への支援の強化

様々なメディアなどで地場農産物の安全性とおいしさをPRし、生産農家と消費者が直接触れ合える直売所の活発化を推進します。

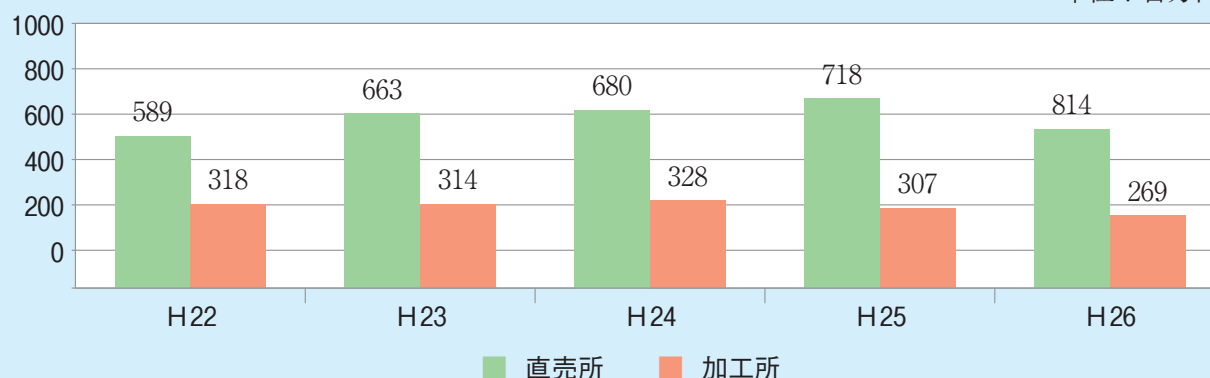
地域の特色ある食材を活用した加工品開発や伝統的な発酵食品の生産へ支援することで、特徴ある地域の食文化を内外に発信し、横手産品の販売額向上と生産農家の所得向上を目指します。

【現状と課題】

- ・直売所については、構成農家の登録数により品目数や販売額に格差があるため、活動が活発でない直売所もあり、活動の継続と活発化に対する取り組みが必要です。
- ・農産物加工については、「食と農ホームページ」への情報提供や市特産品開発支援事業の活用を図っているものの、個別での加工設備や施設の導入には限界があり、共同で利用できる加工施設の整備について要望が高まっています。

市内直売所及び加工所の販売額の推移

単位：百万円



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・直売グループの相互連携による直売活動の活発化の推進
- ・6次産業化セミナーや研修会の開催による直売所運営の活性化と販売額向上への支援
- ・『食と農』チーム・プラスY活動と連携した地産地消の推進
- ・市特産品開発支援事業を活用した特徴ある地域特産品の開発支援
- ・地域価値創造拠点整備事業による加工施設整備の推進

<成果指標> 市内直売所及び加工所の販売額

単位：百万円

指標項目	実績			目標	
	平成26年度	平成32年度	平成37年度	平成32年度	平成37年度
直売所販売額	814	900	1,000		
加工所販売額	269	300	350		

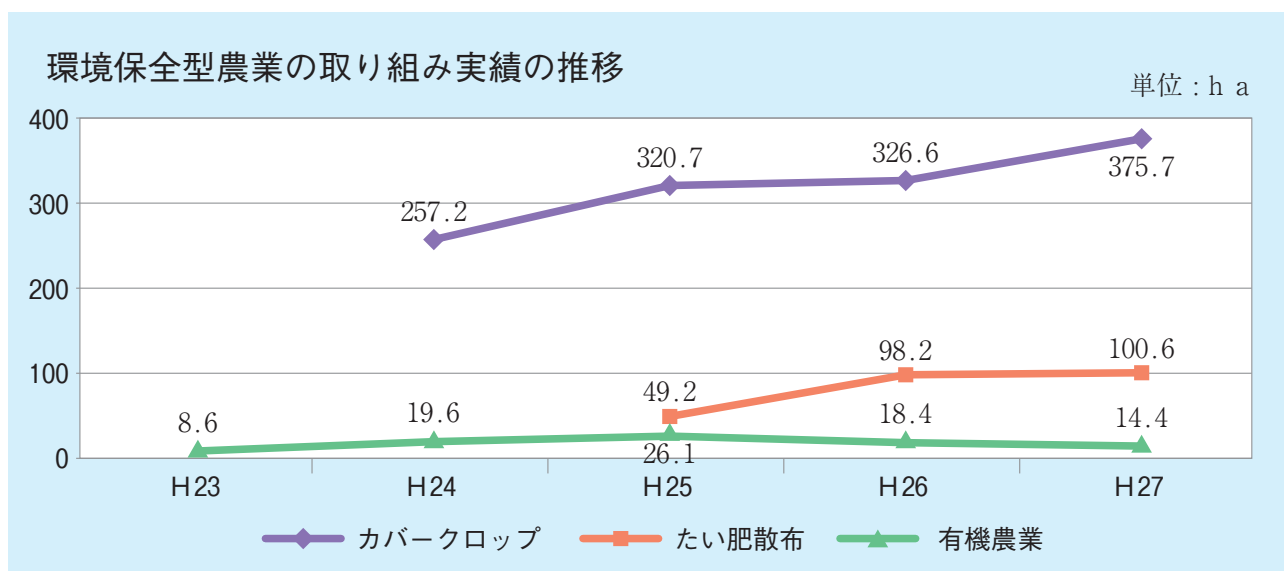
4) 環境にやさしい農業の推進

取組① 環境保全型農業の推進

自然環境の保全など、農業の有する多面的機能の発揮を促進するため、農業者が連携してまとまりをもって取り組み、環境保全効果の適切な発揮を目指します。

【現状と課題】

- ・ 環境問題に対する国民の関心が高まる中で、地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献することが求められています。
- ・ しかしながら、より環境保全に効果の高い営農活動を実現するためには、追加的なコストが発生することなどから、普及拡大の障害となっています。



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 環境保全型農業直接支払交付金などを活用した減農薬・減化学肥料栽培の推進
- ・ 地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動の取り組みの推進

<成果指標> 取り組み面積

単位：アール

指標項目	実績	目標	
	平成27年度	平成32年度	平成37年度
カバークロープ作付面積	37,572	38,893	40,837
たい肥散布面積	10,057	10,099	10,603
有機農業取り組み面積	1,445	2,427	2,548

5. 関連する各種計画等

- ・ 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ・ 横手市果樹産地構造改革計画
- ・ 酪農・肉用牛生産近代化計画
- ・ 第2次横手市食育推進計画
- ・ 第2次横手市環境基本計画
- ・ 横手市定住自立圏共生ビジョン
- ・ 新・横手市観光振興計画
- ・ 第2期横手市教育ビジョン
- ・ 横手市農業再生協議会水田フル活用ビジョン
- ・ J A秋田ふるさと地域農業振興計画



第4節 農産物のブランド化と産地づくりの推進

1. 目指す方向

- ・ 農畜産物の販売力を強化するため、ブランド化を推進します。
- ・ 地域資源を有効活用した6次産業化への取り組みを支援します。
- ・ 新たな品目や品種の導入を促進し、売れる農産物づくりを支援します。

2. 施策の区分

- 1) 農産物のブランド化の推進
- 2) 6次産業化の取り組み支援
- 3) 売れる農産物生産による産地づくりの推進

3. 施策の背景

若年層を中心に外食化が進み米離れも進む中、食の多様化が進み、食に対する安全志向はますます高まっています。

そのような中、横手の農産物を消費者に選択してもらうためには、横手産農産物のブランド化による販路拡大と販売額の向上により、競争力を強化する必要があります。

4. 施策の展開

1) 農産物のブランド化の推進

取組① 農産物ブランド戦略の展開

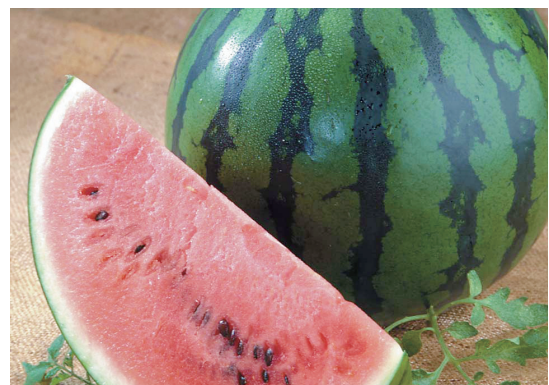
農産物のブランド化を進め、小売店と消費者からの高い評価による持続的な販売環境を整えることで、生産者の生産意欲と所得向上を図ります。

【現状と課題】

- ・秋田県南産あきたこまちを始め、横手産のりんご、西瓜、菌床しいたけ等品質の面で市場評価の高い品目は多いものの、ブランド化までには至っていません。また、横手産農産物を活用した加工品などの高付加価値製品についても、更なる取り組みが必要です。
- ・今後、目指すブランドの方向性と支援戦略の方針を明確にし、また、地域価値創造拠点整備基本構想・基本計画に基づき、JAなど関係機関と連携してブランド化に向けた販売戦略の構築と横手産農産物の高付加価値化を推進する必要があります。

【主な取組】

- ・農産加工などによる高付加価値化の推進
- ・マッチングなどによる販路の拡大及び新規開拓の推進
- ・地場産農産物のPR活動による利用促進と地産地消の普及



2) 6次産業化の取り組み支援

取組① 6次産業化に向けた取り組みの支援

自ら加工や販売に取り組む農業者の増加と農業経営の多角化を推進し、農業所得の向上を図ります。

農業者と商工業者等が連携して新しい商品やサービスの開発・提供等に取り組む、地域経済の活性化を図ります。

【現状と課題】

- ・特産品開発事業などを活用し農産加工品の商品化が進み、いぶりがっこやジュース、惣菜などが市内道の駅や直売所において販売されるようになってきました。しかし、大半が地域マーケットを対象としたもので製造規模も小さく、全国向けに販売できる商品は少数となっています。

【主な取組】

- ・6次産業化セミナーの開催
- ・農産物や発酵に関わる商品開発への支援
- ・直売所運営の安定化に対する支援
- ・加工技術の向上や加工施設の整備に対する支援
- ・異業種連携の強化や事業所間の連携促進
- ・発酵のまちづくり事業の実施

<成果指標> 6次産業化に向けた商品開発等への取り組み数

単位：件

指標項目	実績		目標	
	平成26年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
年間取り組み数	8	9	15	15



3) 売れる農産物生産による産地づくりの推進

取組① 農産物の競争力強化

品質の良い横手産農産物の安定的な市場供給を進め、市場評価の向上による価格の安定で農業所得の向上を図ります。

【現状と課題】

- ・寒暖差の大きい夏期の気象条件を活かし、果樹や果菜類を中心に品質の良い園芸作物を生産しているものの、需要動向の変動により価格が安定しない品目も多いため、農業所得の向上につながっていません。

【主な取組】

- ・県やJAなどと連携した市場販売等への支援
- ・消費者ニーズに基づいた新たな品目の選定及び販売戦略の検討
- ・メディアやインターネットなどを活用したPRの強化



取組② 消費者要望の把握と産地づくりへの反映

地域の消費者と生産者による地産地消の積極的な取り組みを進め、地場農産物への愛着と信頼感を醸成します。

首都圏などの消費者との活発な交流を図り、横手の魅力を広くPRすることで、横手の産地化を進めます。

【現状と課題】

- ・市内で生産されても地域での流通が少ない農産物もあり、品目によっては地域消費者の産地としての認識が不十分となっています。
- ・首都圏での横手産品フェアの実施や都市圏消費者と交流をしているものの一時的なため、PR効果が限定的となっています。

【主な取組】

- ・生産者と地域の消費者との交流会及び意見交換会の実施
- ・首都圏ふるさと会など横手市出身者との意見交換
- ・官民一体での人的及び産品の友好都市との交流活動の実施
- ・インターネットなどを活用した横手産品の直販への支援

5. 関連する各種計画等

- ・第2次横手市食育推進計画
- ・新・横手市観光振興計画
- ・第2期横手市教育ビジョン
- ・JA秋田ふるさと地域農業振興計画



第5節 農林業・農村の多面的機能の発揮

1. 目指す方向

- ・ 農村及び中山間地域における農業の維持を図るため、農地や農村環境を保全します。
- ・ 地域資源をいかしたグリーンツーリズムを推進し、都市住民との交流を促進します。
- ・ 農村の伝統的な食文化の継承を図ります。
- ・ 森林整備の推進を通じて、森林資源の多面的活用を促進し、魅力ある森林産業を推進します。
- ・ 森林の魅力のPRを強化します。

2. 施策の区分

- 1) 農村環境の改善と保全
- 2) 農村の活性化
- 3) 木材の利活用と機能豊かな森づくり

3. 施策の背景

人口減少と高齢化により農地や農村の環境を保全することが困難になると予想されます。特に、農山村部では既存の枠組みの範囲で地域の農地や農業施設の維持管理を行えないことが懸念され、これらに対応していく必要があります。

また、都市住民と農村の交流や産直の交流についても、農村側の高齢化や人口減少により現状を維持していくことが困難な状況にあります。あわせて、後継者不足のため農村の伝統的な文化や食文化の継承もままならないため、後世に引き継いでいくための方策を早急に構築する必要があります。

さらに、森林の持っている多面的機能（国土保全、生物多様性の保全、水源涵（かん）養、保健休養の場の提供）を維持するため、適確な施業が求められています。しかし、高齢化や過疎化、国産木材の価格の低迷等により、間伐や除伐等の適切な管理が行われない林地が増加しており、多面的機能を維持していくためには、適確な施業を行っていく必要があります。

4. 施策の展開

1) 農村環境の改善と保全

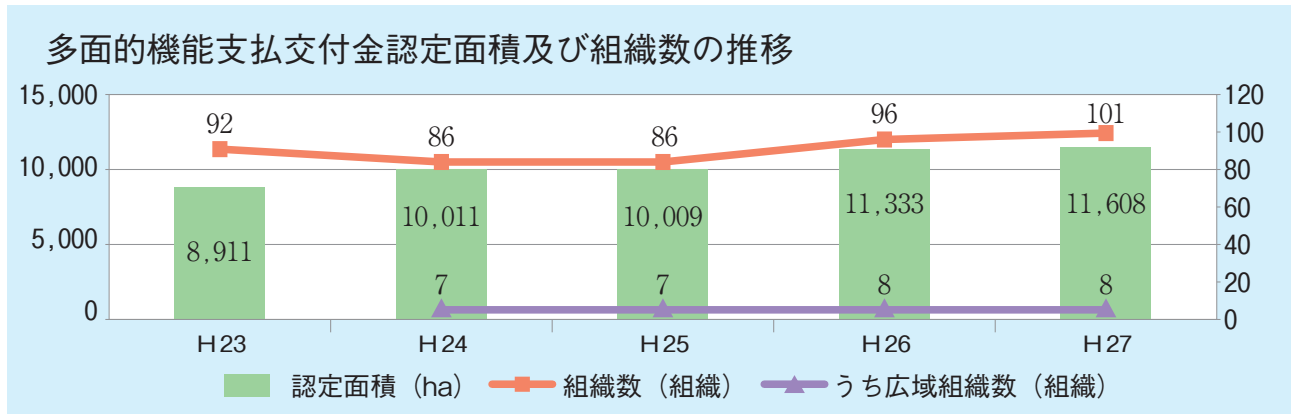
取組① 多面的機能支払交付金の取り組みによる農地の保全

水路、農道等の地域資源の適切な保全管理を推進することにより、農業・農村の有する多面的機能が持続的に維持・発揮されるよう推進します。

各活動組織が地域の特色を踏まえた保全管理体制の検討、構築を進め、地域資源の維持管理に係る担い手農家への負担の軽減を図ることで、担い手農家への農地集積の促進を進めます。

【現状と課題】

- ・平成27年度は101の組織において、当市の耕地面積の約65%で多面的機能支払交付金の活動に取り組んでいるものの、未活動の地域があります。
- ・未活動地域の取り込みや既存組織との合併など広域化も進めながら、活動面積を拡大していくことが課題となります。



資料：農林整備課

【主な取組】

- ・既存組織の合併等による広域化の推進
- ・未活動地域の広域組織への取り込みによる活動面積の拡大
- ・土地改良区等への事務委託の誘導
- ・多面的機能支払交付金の積極的な活用

<成果指標> 支払交付金認定面積と広域組織数

単位：h a ・組織

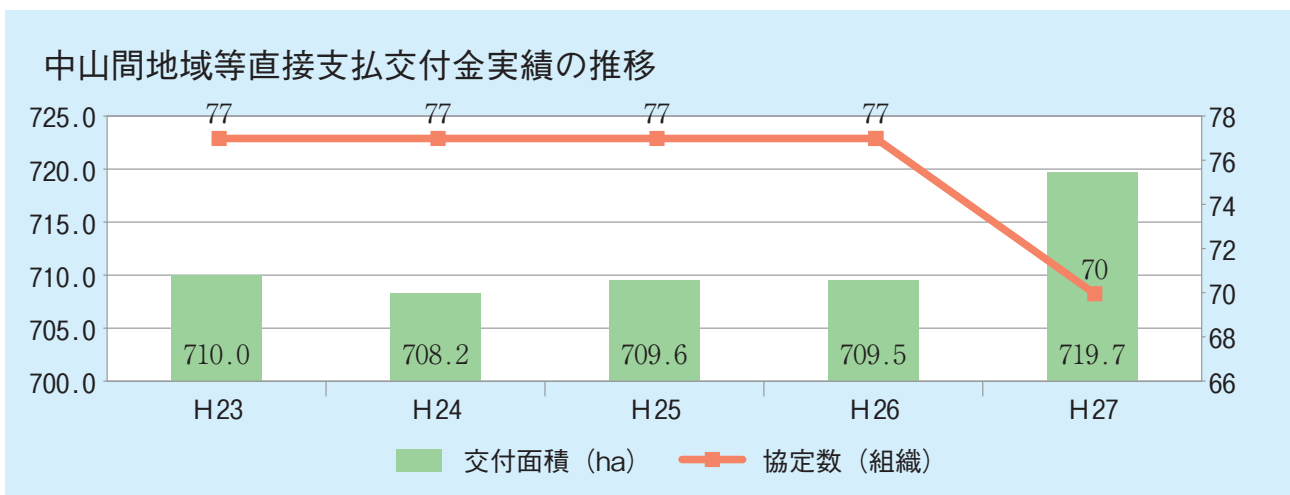
指標項目	実績	目標	
	平成27年度	平成32年度	平成37年度
認定面積	11,608	12,460	12,816
広域組織数	8	12	14

取組② 中山間地域及び山村地域の振興

中山間地域における農業生産活動の継続を推進します。
環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による多面的機能の発揮を促進し、山村地域の振興に努めます。

【現状と課題】

- ・ 中山間地域及び山村地域は、豊かな自然や歴史、文化を有する地域であり、食糧や水などの供給や国土の保全等で多大な貢献をしています。
- ・ 近年、高齢化、担い手不足により、自然環境の保全や農地、農業用施設を維持していくことが難しくなっています。
- ・ 中山間地域等は、平地と比べて生産条件の格差が大きい傾斜地が多く、これを補う取り組みを行う必要があります。



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・ 既存組織の合併等による広域化の推進
- ・ 中山間地域等直接支払交付金の積極的な活用



取組③ 有害鳥獣捕獲による農産物の保全

有害鳥獣による被害の軽減策を進めると同時に、捕獲の際の許可申請手続きを速やかに実施し、迅速な有害鳥獣捕獲を推進します。

また、関係機関で組織する協議会における情報の共有や近隣市町村との広域的な連携を図り、被害の未然防止を目指します。

【現状と課題】

- ・横手市鳥獣被害防止計画に基づき、平成26年度から「横手市鳥獣被害対策実施隊」を設置し、ツキノワグマからの農作物への被害防止対策を実施しています。

ツキノワグマ目撃・捕獲状況

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度
目撃件数（件）	23	49	24
捕獲頭数（頭）	2	37	7

資料：農林整備課

【主な取組】

- ・森林の針広混交林化など野生動物との棲み分け対策の実施
- ・広報活動や看板などの注意喚起と捕獲時の地域住民との相互協力の実施
- ・近隣市町村との広域的な連携による生息域等の調査の実施
- ・平成28年度よりカラスを有害鳥獣として指定し捕獲を実施



2) 農村の活性化

取組① グリーンツーリズム活動の普及推進

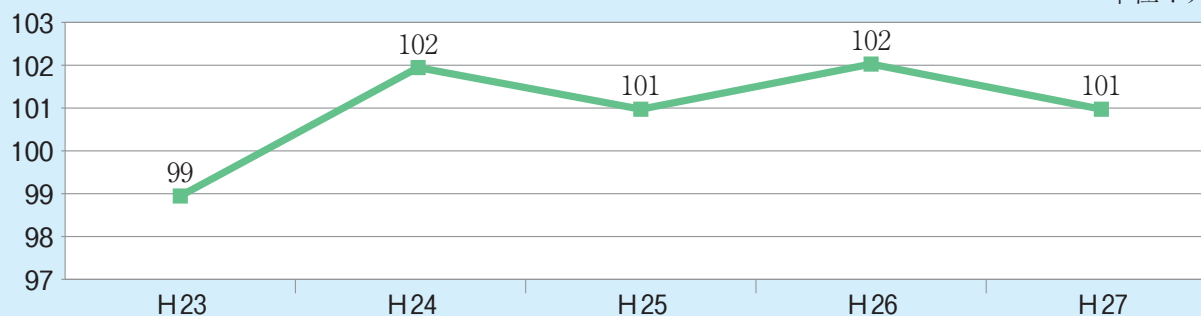
グリーンツーリズム活動の推進により、都市住民との交流人口の増加を目指します。

【現状と課題】

- ・平成23年1月に「横手市グリーン・ツーリズム連絡協議会」を設立し、受け入れ体制を整えています。
- ・受入農家の高齢化や人口減少により、現状を維持していくことが困難な状況が考えられます。
- ・同時期に多数の児童生徒の受け入れを要望された場合、農家個々の受け入れには限界があり、要望に応えられない場合があります。

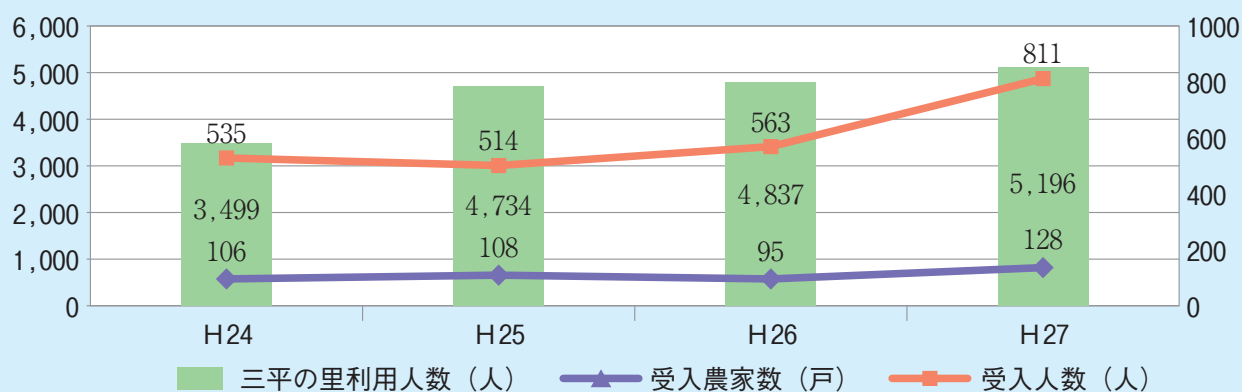
横手市グリーン・ツーリズム連絡協議会会員数の推移

単位：人



資料：農業振興課

グリーン・ツーリズム受入人数の実績の推移



資料：農業振興課（農家数・受け入れ人数）、三平の里体験学習館（三平の里利用人数）

【主な取組】

- ・首都圏、仙台圏の中学生、高校生の受け入れの推進
- ・「釣りキチ三平の里体験学習館」等との連携・協力
- ・県内大学との連携による留学生の受け入れの推進

取組② 産直交流事業の推進

生産者と消費者のお互いが、顔の見える交流を推進します。

【現状と課題】

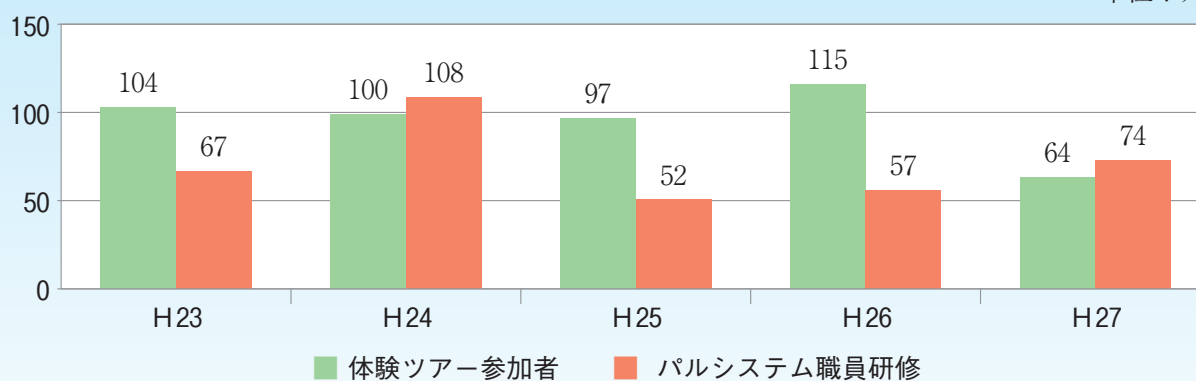
- ・横手市や秋田ふるさと農業協同組合では、パルシステムと秋田南部圏食と農推進協議会（平成18年6月3日設立）の一員として産直交流事業を推進しています。
- ・首都圏の消費者に対し、より一層顔の見える交流が必要です。

【主な取組】

- ・パルシステムと秋田南部圏食と農推進協議会における活動の推進
- ・首都圏から横手市を訪れる方々へのPRパンフレット等の配布
- ・首都圏で行われる交流イベントに参加し、産直交流を推進

パルシステムとの産直交流実績（首都圏等からの来県者数）

単位：人



資料：パルシステムと秋田南部圏食と農推進協議会

※パルシステムとは

英語のPal（友達・仲間）とSystem（制度）を組み合わせた造語。関東を中心とした1都9県（東京・神奈川・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬・福島・山梨・静岡）にて展開している消費生活協同組合（消費生協）の連合会「パルシステム生活協同組合連合会」の略称。



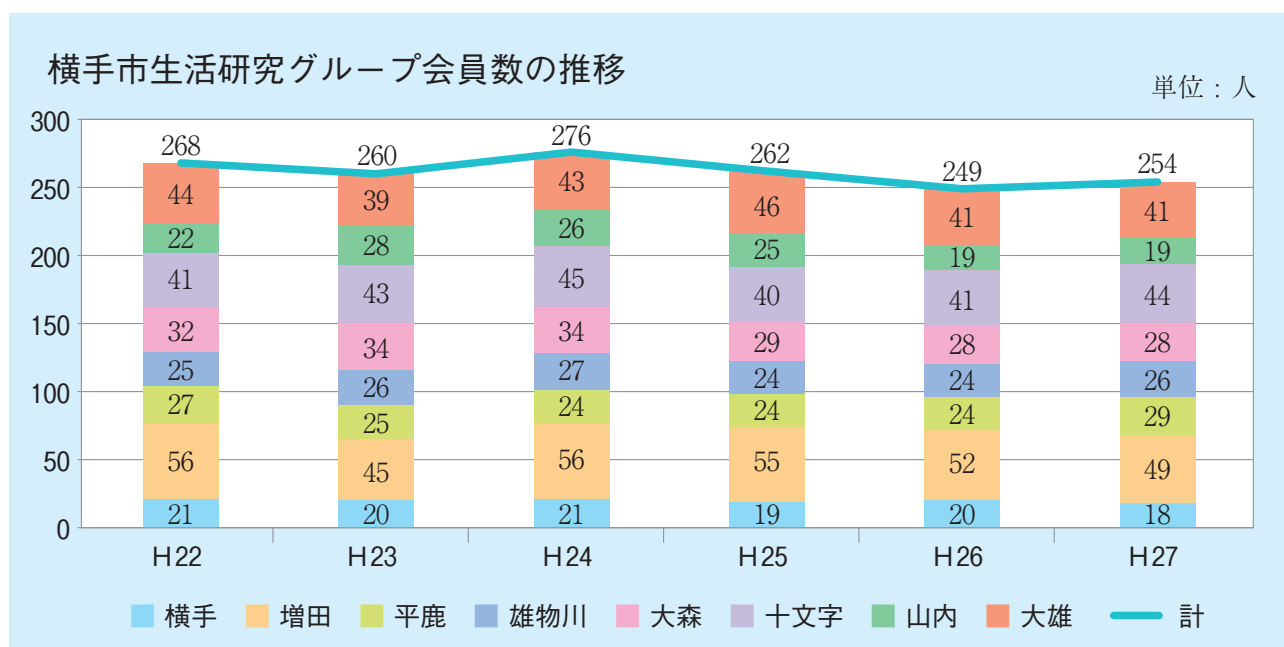
取組③ 生活改善活動の支援と食文化の継承

女性農業者等の生活改善活動を支援し、豊かで健康的な農村づくりを推進します。
 伝統食といわれる地域の食文化を未来に継承します。

【現状と課題】

- ・高齢化や過疎化の進行により、伝統的な食文化を伝えることが難しい状況にあります。
- ・生活改善活動は、県を事務局とした横手市生活研究グループ協議会を中心に、各地域にある生活研究グループが推進しています。しかし、若年層の会員の確保が難しく、今後のグループ活動に支障をきたす可能性があります。

※再掲



資料：農業振興課

【主な取組】

- ・県と市の連携により生活研究グループの活動（移動研修や技術研修等）を支援
- ・若年層の会員の確保による組織の活性化
- ・関係機関との連携による食育や発酵文化等の推進

取組④ 内水面漁業の振興

水や魚に親しむことのできる、次世代に誇れる清流を育みます。

【現状と課題】

- ・ 漁業協同組合に補助金を交付し、ヤマメやイワナ、アユ等の放流事業の支援を行い、多くの方々に河川に親しんでもらう環境整備の一役を担っています。

【主な取組】

- ・ アユやヤマメ、イワナ等の放流事業を支援



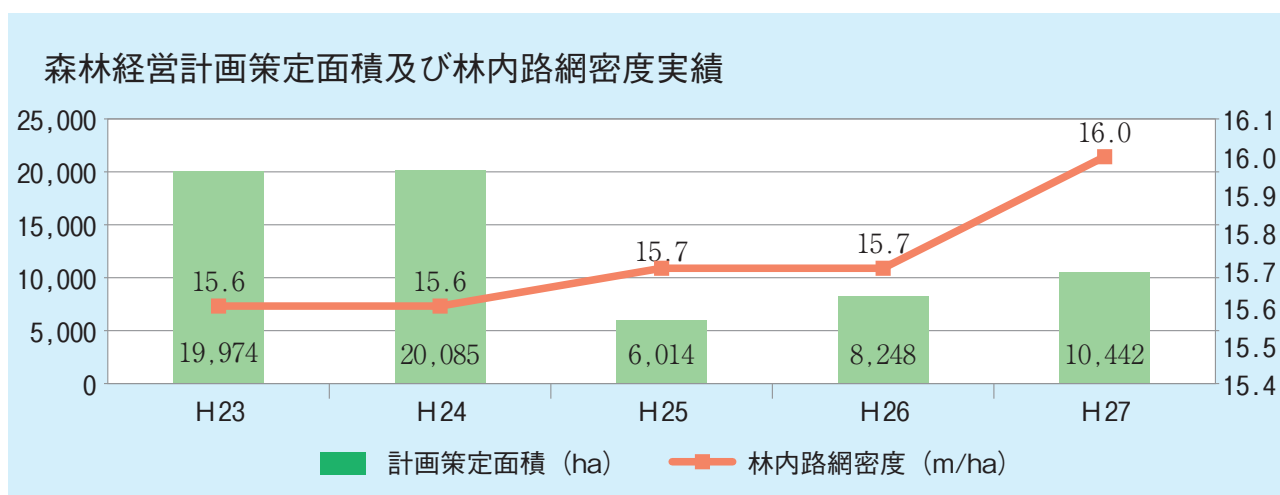
3) 木材の利活用と機能豊かな森づくり

取組① 森林整備計画に基づく保全・管理（施業の効率化と路網整備の推進）

森林経営の合理化を図ることにより、森林の持つ多面的機能が十分に発揮され、持続的な森林経営の実現を目指します。

【現状と課題】

- ・ 高齢化や木材価格の低迷により、森林所有者のみでは適切な森林保全・管理が困難となっています。
- ・ 施業の共同化、高性能林業機械の効率的利用、林道及び作業道等の路網整備の推進が重要です。



資料：農林整備課

【主な取組】

- ・ 効率的な森林整備と森林施業の集約化の推進
- ・ 林内路網整備の推進

<成果指標> 森林経営計画策定面積及び林内路網密度

指標項目	実績	目標	
	平成27年度	平成32年度	平成37年度
計画策定面積 (h a)	10,442	16,000	20,000
林内路網密度 (m/h a)	16.0	16.5	17.0

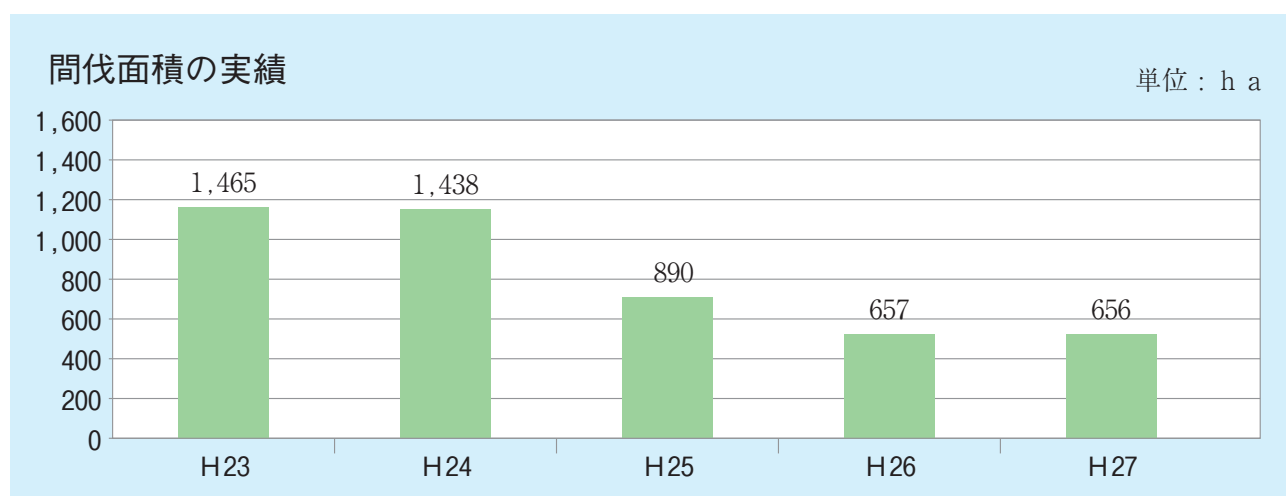
取組② 治山事業、造林事業の推進

治山事業の推進により、山地災害の未然防止及び軽減対策を図ります。

計画的な長伐期施業の推進により、持続可能な森林経営と、長期にわたる安定的な森林の多面的機能を維持します。

【現状と課題】

- ・ 森林の多面的機能を継続的に発揮していくため、間伐等による計画的で効率的な森林整備が必要となっています。
- ・ 治山事業や針広混交林化等による洪水や山地災害に強い森林づくりも求められています。



資料：農林整備課

【主な取組】

- ・ 治山事業の推進による山地災害の未然防止及び軽減対策の実施
- ・ 森林資源の循環と多様な森林づくりの推進
- ・ 積極的な利用間伐の推進による長伐期施業の実現

<成果指標> 間伐面積

単位：h a

指標項目	実績	目標	
	平成27年度	平成32年度	平成37年度
間伐面積	656	800	1,000

取組③ 民有林整備育成の促進

森林所有者による適切な森林の保育及び整備と、積極的な更新による再生林の施業で、豊かな山林資源の維持を図ります。

【現状と課題】

- ・森林所有者にとって3割を超える森林施業の経費負担が、森林所有者や若手の森林施業者の森林整備に対する意欲の低下につながっています。

【主な取組】

- ・助成事業を活用した民有林の整備育成の促進
- ・カーボンオフセット事業とタイアップした事業の推進



取組④ 緑化推進の取り組み支援

「緑の募金」にご協力いただいた団体への還付を行い、地域の環境緑化を推進します。
森林ボランティア活動や各種行事と連携し、緑化推進の啓発を行います。

【現状と課題】

- ・平成7年「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」が制定され、「緑の募金」運動が誕生し、横手市においても、横手市緑化推進委員会事務局として地域の環境緑化・森林ボランティア活動など森林整備等を推進しています。
- ・緑豊かな住みよい郷土発展に寄与することを目的に、「緑の募金」運動を展開しています。

【主な取組】

- ・「緑の募金」のチラシ全戸配布等の啓発活動の推進
- ・各種行事と連携した緑化推進の啓発

<成果指標> 緑の募金額

単位：千円

指標項目	実績		目標	
	平成23年度	平成27年度	平成32年度	平成37年度
緑の募金	2,770	2,750	2,750	2,750



取組⑤ 市民が身近で気軽に森林にふれあえる環境の整備

森林の持っている機能を市民に周知し、健康の増進につなげます。

【現状と課題】

- ・横手いこいの森及び山内いこいの森の各施設の老朽化が著しく、利便性の悪い施設となっています。

【主な取組】

- ・秋田県水と緑の森づくり税事業の有効活用
- ・森林の持っている機能を広く市民に周知して、森林に親しむ機会を創出
- ・市内にあるいこいの森の施設の改修による利便性の向上



取組⑥ カーボンオフセット事業の推進

地球温暖化防止の機運が高まっている中、温室効果ガス排出量の削減に貢献できる「横手J-クレジット」を広く周知し販売を行います。

また、販売収益を森林所有者がおこなう間伐等の森林整備費の助成金にあて、持続可能な森林整備を目指します。

【現状と課題】

- ・平成23年度に「横手J-クレジット」を取得しており、平成26年度に4 t - CO₂、平成27年度に19 t - CO₂の販売を行っています。

【主な取組】

- ・カーボンオフセットの周知を図り、取り組み企業や団体の事業参加を推進
- ・各種イベント等で「横手J-クレジット」を使ったオフセット商品の販売

横手J-クレジット販売量実績値

区分	年度	平成26年度	平成27年度
横手J-クレジット		4 t - CO ₂	19 t - CO ₂

資料：農林整備課

<成果指標> 横手J-クレジット販売目標値

区分	年度	平成27年度（実績）	平成32年度（目標値）
横手J-クレジット		19 t - CO ₂	1,000 t - CO ₂

※J-クレジットとは

省エネルギー機器の導入や森林経営等の取り組みによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。



5. 関連する各種計画等

- ・横手市森林整備計画
- ・横手市特定間伐等促進計画
- ・横手市鳥獣被害防止計画
- ・第2次横手市食育推進計画
- ・横手市国土利用計画
- ・第2次横手市環境基本計画
- ・横手市景観計画
- ・横手市定住自立圏共生ビジョン
- ・第3次横手市男女共同参画行動計画
- ・第2期横手市教育ビジョン



第5章

農業振興計画

農業振興計画の実現に向けて

第5章 農業振興計画の実現に向けて

1 推進体制の確立

持続可能な農業を確立し「人を育て、農林業で生き残れる道を開く」ため、農林漁業者、農林漁業関係団体、消費者と行政機関、横手市が一体となって取り組みます。

また、農業振興計画の実現に向けて、関係機関と連携しながら、施策を進めていきます。

■関係機関

秋田県平鹿地域振興局

秋田ふるさと農業協同組合

秋田広域農業共済組合

横手市内土地改良区

横手市森林組合

内水面漁業協同組合

横手市農業委員会

横手市農業再生協議会

横手市農業振興センター

横手市



農業振興計画

資

料

資料1 横手市農業振興計画策定委員会委員名簿

	氏名	所属等	備考
1	菊地 貢	秋田ふるさと農業協同組合 営農経済部長	農業関係団体の職員
2	佐藤 光広	秋田ふるさと農業協同組合 担い手支援室長	農業関係団体の職員
3	伊藤 和美	秋田県雄物川筋土地改良区 事務局長	農業関係団体の職員
4	紙屋 多	秋田広域農業共済組合 平鹿支所 次長	農業関係団体の職員
	佐々木 博一		
	上田 晴也		
5	宮田 比呂志	横手市森林組合 総務課長	農業関係団体の職員
	佐藤 武		
6	柴田 康孝	秋田ふるさと農業協同組合 稲作部会長	農業関係者
7	佐藤 孝弘	秋田ふるさと農業協同組合 園芸振興連絡協議会長	農業関係者
8	高橋 英彦	秋田ふるさと農業協同組合 畜産代表（和牛部会長）	農業関係者
9	佐藤 貢	秋田ふるさと農業協同組合 果樹代表（りんご部会長）	農業関係者
10	石沢 英夫	秋田ふるさと農業協同組合 集落営農連絡協議会長 （三又営農生産組合長）	農業関係者
11	小西 倉之助	秋田ふるさと農業協同組合 農業法人連絡協議会長 （（農）館合ファーム代表理事）	農業関係者
12	鎌田 新市	横手市認定農業者協議会 会長	農業関係者
13	柴田 由美子	横手市生活研究グループ協議会 会長	農業関係者
14	高橋 せつ	横手市グリーン・ツーリズム連絡協議会 副会長	農業関係者
15	加藤 美和子	横手市女性農業士	農業関係者
16	齋藤 貴洋	横手市農業近代化ゼミナール 副会長	農業関係者
17	日野 誠志	秋田県平鹿地域振興局農林部 農業振興普及課長	関係行政機関の職員
	若畑 昌邦		
18	石山 清和	横手市副市長	副市長（委員長）
19	佐藤 誠悦	横手市農林部長	農林部長（副委員長）
20	高橋 宣之	横手市農業委員会 事務局長	農業委員会事務局長
21	佐々木 義和	横手市商工観光部 横手の魅力営業課長	横手の魅力営業課長

注：委員の氏名が2段書きの場合、上段は平成27年度の委員。下段は平成28年度の委員。

注：委員の氏名が3段書きの場合、上段は平成27年度の委員。中段、下段は平成28年度の委員。

資料2 横手市農業振興計画策定委員会設置要領

(設置)

第1条 横手市における農業振興の総合的かつ計画的な推進に向けて、横手市農業振興計画（以下「振興計画」という。）の策定についての意見を聴取するため、横手市農業振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員25名以内を持って組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業関係団体の職員
- (2) 農業関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 横手市副市長
- (5) 横手市農林部長
- (6) 横手市農業委員会事務局長
- (7) 横手市商工観光部横手の魅力営業課長
- (8) その他市長が必要と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から振興計画が策定された日までとする。ただし、その職により委嘱され、又は任命された委員の任期は、その職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、横手市副市長とし、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、農林部農業振興課において処理する。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成27年11月17日から施行する。

資料3 横手市農業振興計画策定委員会開催経過

開催回	開催日	検討内容	備考
第1回	平成27年11月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・副委員長の選出 ・第2次横手市農業振興計画の策定について ・横手市農業の現状と課題について ・第1次横手市農業振興計画の達成状況について 	
第2回	平成28年3月23日	<ul style="list-style-type: none"> ・横手市農業の現状と課題に対する意見について ・第2次農業振興計画の施策体系について ・第2次農業振興計画の分野別の振興方針について ・今後の進め方について 	
第3回	平成28年4月27日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次農業振興計画の分野別の振興方針について <ol style="list-style-type: none"> 1 経営能力に優れた多様な経営体の育成 2 生産力強化に向けた基盤の整備 3 地域の特性を活かした農業の推進 ・今後の進め方について 	
第4回	平成28年6月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次農業振興計画の分野別の振興方針について <ol style="list-style-type: none"> 4 農産物のブランド化と産地づくりの推進 5 農林業・農村の多面的機能の発揮 ・第2章 横手市農業を取り巻く環境 「3）TPP対策について」 ・第5章 農業振興計画の実現に向けて ・用語解説について 	
第5回	平成28年10月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・第2次農業振興計画（案）について ・今後の日程等について 	

資料4 用語解説

■あ行

秋田県 T P P 農業関連対策大綱

平成28年3月に秋田県で策定したT P P対策の大綱。国の政策大綱を踏まえつつ、秋田県の農林水産業の特徴を生かし、国内外に打って出る攻めの農林水産業を目指した体質強化策を実施していくなど、「攻め」と「守り」の両面から関係施策を推進していくための基本方針。

秋田県水と緑の森づくり税

平成20年4月に秋田県が、「ふるさと秋田」の多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくために、県民全体で支える森づくりという視点に立ち、地球温暖化の防止、県土の保全、水源涵（かん）養などの公益的機能を有し、すべての県民がその恩恵を受けている森林を健全に守り育て、魅力ある「水と緑の秋田」を次の世代に引き継ぐため、県民参加による森林環境の保全に関する施策に要する費用に充てるため創設された税。

いこいの森

市民の健康増進及び憩いの場を提供するとともに、景勝地の保護利用を図るため設置した横手市立自然公園の略称。横手市内には、7か所の自然公園があり、次のとおりである。

- ・横手 横手いこいの森
- ・増田 亀田稲荷の森
- ・平鹿 白藤清水公園／平鹿いこいの森
- ・雄物川 鍛冶台いこいの森
- ・山内 山内いこいの森／武道山いこいの森

e c o ライス

農薬の薬効成分とその使用回数により積み上げた使用成分回数を、秋田県が示している一般的な栽培方法より、半分（10成分）以下に抑えて栽培された環境にやさしいお米で、県が栽培推奨している。「あきたe c o ライス」とも言う。

J A秋田ふるさとにおいては、「e c o ライス」の取り組み100%を目指し、営農指導を進めている。

■か行

加工用米

清酒や米菓、みそ、しょうゆなどの原料に使われる。国の生産調整（減反）で主食用米が作れない水田で育てられる。品質は主食用米と変わらないが、食糧法などで主食用への転用は禁じられている。袋に「加」のマークを表示することが決められているほか、原則、米粒を数個に砕いて袋詰めされる。

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき取り決めるもの。

一部の国や県の補助事業などの支援策において、家族経営協定が要件の一つとなっている場合がある。

カバークロープ

稲刈り後など作物を作らない期間に土壌侵食の防止を目的に作付けされるイネ科やマメ科などの植物のことで、同時に緑肥（枯れる前に肥料として土に混ぜる）としての役割もあり、地力増進につながる。

カーボンオフセット

人間の経済活動や生活などを通して排出された二酸化炭素などの温室効果ガスを、植林・森林保護・クリーンエネルギー事業（排出権購入）などによる削減活動によって、他で直接的・間接的に吸収しようとする考え方や活動の総称。

カワウ

カツオドリ目ウ科に分類される鳥類の一種で、名前の由来は文字通り「河（川）」に生息する「鵜」である。日本では九州から青森県以南の河川や湖沼等に生息しているが、生息域の拡大により、近年人工的に放流したアユやアマゴなどの食害による漁業被害が問題となっている。

環境保全型農業

農業のもつ自然循環機能の維持増進を図り、持続的な生産活動を推進するとともに、環境への負荷の低減を図るため、国が推進している取り組みで、カバークロープの作付けや堆肥の施用・有機農業の取り組みなどを実施した場合、交付金が支払われる制度がある。また、食料・農業・農村基本法において、適切な農業生産活動を通じて環境保全に資するという観点から、環境保全型農業の確立を目指している。

間伐

森林において樹木の健全な発育を助けるために一部の木を切ること。劣勢な木や欠点のある木、立木の過密により切った方が良いと思われる木を間引いて、残った木の健全な成長を促す手段。

グリーンツーリズム

農山漁村地域において、農家民泊などにより自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動で、横手市においても実施されており、特に大森地域で農家民泊が盛んである。

経営所得安定対策

担い手農家の経営の安定に資するよう、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金と、農業者の抛出を前提とした農業経営のセーフティネット対策（価格下落時の差額補てん対策）の実施を中心とした制度。

麦・大豆などの畑作物や飼料用米などの新規需要米の作付けに対して厚く交付金が支払われるほか、横手市においては、振興作物など野菜の生産に対する独自の支援策も実施している。

系統出荷

青果物の生産農家がJ Aなどを通じて出荷することで、主に青果物市場を介して消費者へ供給される。逆に農家が直接卸業者や小売店などに出荷することを個人出荷という。

減農薬・減化学肥料栽培

慣行栽培（従来からある化学肥料や農薬を使用した栽培方法）より化学合成農薬や化学肥料の使用を抑えた栽培方法。そのうち、化学合成農薬の使用回数と化学肥料の窒素分量を、それぞれ50%以下で栽培した農産物を、特別栽培農産物と呼ぶ。

耕作放棄地

農業センサスの定義に基づき、以前耕作したことはあるが、一年以上作物を栽培せず、しかも、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない農地。農地法で言う遊休農地とほぼ同意であるが、調査の方法が異なるため、必ずしも面積が一致しない。近年働き手の減少により、経営縮小のために使われない農地が増えている。

■さ行

酸性土壌

農地で作物を栽培したり、雨などにより石灰成分等が流されることで、pH（ペーハー）が酸性を示す土壌の総称。日本のように温暖多雨な気候条件下では、酸性に傾きやすく、酸性土壌になった場合は、石灰などのアルカリ分を含む資材を散布し、pHを調整することで作物の栽培に最適な土壌環境を作る。

なお、栽培に最適なpHは品目により異なる。

産直交流事業

農協や生産組合等が首都圏の消費者などと直接売買する過程において、消費者を生産地に招いて農業体験や意見交換を行うなどの交流をする事業。

消費者にとっては生産者の顔が見えるため、安心して安全な農産物を購入でき、生産者にとっては、交流による信頼感から販路の拡大が期待できる。

残留農薬

栽培の過程で散布されたり輸送時に散布された農薬が、食品中に残ってしまったもの。過剰に散布した農薬や隣接作物に散布した農薬が残留農薬となり、問題となっている。

J A 秋田ふるさと地域農業振興計画

秋田ふるさと農業協同組合が平成28年度から平成30年度までの地域農業の振興計画を策定したもので、平成28年3月30日の臨時総代会で承認された。

J-クレジット

太陽光などの再生可能エネルギーなどに取り組む事業者や森林の所有者などが、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出削減や吸収による効果の量により、それを「クレジット」として国が認証し売り出すこと。

J-クレジットを買い取った企業などは、環境に配慮した取り組みによるPR効果が期待でき、その買い取りによる収益は温室効果ガス削減への事業資金として活用される。

治山事業

保安林を守り育てることによって、山崩れなどの山地災害から住民の生命・財産を守ることや、森林が持つ水源のかん養機能(地下水の保持機能)を高めたり、さらには緑豊かな生活環境の保全・形成等を目指している事業のこと。

集落営農組織

農家が集落内の農地を共同で管理するための共助組織で、共同で農機具を所有したり、農作業の生産行程の全部又は一部について共同で取り組む。

将来的な法人化を目指している組織が多い。

循環型農業

家庭や飲食店などから出る食物残さや農作物の生産過程で出る野菜くずなどを、家畜の飼料として活用し、その家畜のふんを堆肥として利用することで、有機物を循環させる農業のこと。

化学肥料が使われる以前は、日本ではもともと循環型農業が行われていた。

食育

農村体験などの様々な経験を通じて「食」に関する知識と理解を深め、健全な食生活を実践することで、心身ともに健康的な人間を育てるための学習の取り組み。

健全な食生活の実現により、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係の構築や、豊かな食文化の継承及び発展などを進めるため、平成17年に食育基本法が制定された。

食と農からのまちづくり

「市民が食に学び食を楽しみ食で潤うまちを目指す」ことを基本理念に、市の共通財産である「食文化」と「農業」により、住民の心と体を育み、暮らしに潤いを与えてくれるこれらの宝物を最大限活かし、まちに元気をもたらそうとする横手市独自の取り組み。

食料・農業・農村基本計画

食料・農業・農村基本法の基本理念や基本施策に基づき、農業・農村が、経済社会の構造変化等に的確に対応し、その潜在力を最大限発揮しながら、将来にわたってその役割を適切に担っていけるよう、施策の改革や国民全体による取り組みを進めるための指針として制定されたもの。

平成12年に初めて制定され、平成27年3月に第4回目の計画が制定された。

飼料用米

牛や豚など家畜のエサにするために生産される米で、現在では「べこごのみ」などの多収性の専用品種もある。

除伐

育成している樹木の生育の妨げとなる種類の樹木や、森林を管理する上で支障となる樹木を伐採すること。

しかし、近年では、生物多様性や環境保全の観点から、針広混交林など目的の樹木でなくても残す方法も一部で進められている。

針広混交林

広葉樹と針葉樹が混生する森林で、生物多様性や土砂流出防止などの公益的機能を高める効果があり、全国各地で森林の針広混交林化が進められている。

新・横手市観光振興計画

観光を取り巻く急激な変化に対応し、さらなる横手の「地域活性化」・「経済効果」及び「雇用創出」による地域の維持と存続を目指し平成27年度に策定された計画。

農業分野では、食文化の発掘や地元食材の活用などの取り組みを掲げている。

水源涵（かん）養

森林や山林の土壌が雨水などを貯留することで、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和し、川の流量を安定させたり、雨水が森林土壌を通過することにより、地下水の水質が浄化されたりすること。

スーパーL資金

農業経営基盤強化促進法に基づき認定された農業者(認定農業者)が利用できる経営改善のための制度資金で、農業経営基盤強化資金の略称。

農業等の生産力の維持・増進のため、農地や機械・施設などの導入に必要な比較的規模の大きい資金の借入れにあたり、日本政策金融公庫が融通する低利の長期資金のこと。

青年就農給付金

青年の就農意欲の喚起と就農後の定着を図るため、就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保するための給付金制度。

市が作成する人・農地プランへの位置付けなど、給付を受けるためには一定の要件がある。

生物多様性

人の手が加わっていない自然の生態系が持つ複雑で多様な生物の営みのこと。開発や地球温暖化など自然環境の悪化に伴い、生物の多様性が失われつつあり、多くの生命にとって欠かすことの出来ない生物多様性の保全が求められている。

生理障害

特定の栄養分の過不足などにより、収穫物が病気や害虫による被害に似た障害や症状が出ること。

トマトでは、カルシウム不足による尻腐れなどの生理障害が確認されている。

生物農薬

害虫駆除のために、生物を用いること。害虫の天敵を利用した天敵農薬、ウイルス・細菌を利用した微生物農薬、性フェロモンを罌として用いる製剤、不妊化した雌を放し害虫の繁殖を抑える方法などが開発されている。

全国発酵のまちづくりネットワーク協議会

平成20年3月に横手市で開催された「全国発酵食品サミット」の翌年、発酵をキーワードにまちづくりをしている方々とのネットワーク構築を目的として設立した協議会。平成28年11月現在で23団体（会員）が加盟し、発酵食品による食育と健康的な食習慣作りの推進などを目的に、全国的な発酵文化のネットワークづくりを進めている。

造林事業

将来的な木材の安定供給や自然災害の未然防止などのため、樹木の植付けや下刈り、間伐などにより健全な森林の造成や保育を行うこと。

■た行

第3次横手市男女共同参画行動計画

平成28年3月の第2次行動計画の終了に伴い、その検証結果を踏まえ、横手市の今後の男女共同参画施策をより総合的かつ効果的に推進するため策定した計画。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく「横手市女性活躍推進計画」と一体的に策定された。

第2期ふるさと秋田農林水産ビジョン

秋田の農林水産業と農山漁村を元気づける条例第9条に基づく基本計画として、また、県の運営方針である「第2期ふるさと秋田元気創造プラン」を補完し、農林水産施策全体を網羅する基本計画として位置付けられたもので、秋田県の農林水産業・農山漁村の振興に向けた施策の基本方向を示したビジョン。

県の農林水産業が魅力ある成長産業として持続的に発展していくため、生産性の向上や競争力の強化により、国内外に打って出るトップブランド産地を形成するとともに、加工や流通・販売などの異業種と連携した6次産業化の促進等により、秋田県産農林水産物の付加価値向上と地域の雇用拡大を図る内容となっている。

第2期横手市教育ビジョン

「第2次横手市総合計画」に掲げられた『楽しく学び郷土愛あふれるまちづくり』を実現するため、教育基本法第17条第2項の規定に基づいて策定する横手市の教育振興基本計画のこと。

「郷土を愛し、共に語り、共に未来を切り拓く人を育てるまち、横手」を基本目標に、子どもから大人まで一人一人が「高い志・夢」をもってふるさと横手で明るく生きていくこと、協働を通して互いに心を響かせながら、市民と行政が一体となって教育施策の展開を図る内容となっている。

第2次横手市環境基本計画

「第2次横手市総合計画」に掲げられた『美しい自然と豊かな暮らしを引き継ぐまちづくり』を実現するため、横手市環境保全条例第7条に規定する基本的施策に基づき、かつ国や県の環境基本計画との整合性を図りながら、市の環境政策の基本的な方向を示した計画のこと。

市民、事業者の自発的な環境保全活動と市の環境施策を有機的に結び付け、総合的かつ計画的に推進することで、市の望ましい環境像の実現を目指す内容となっている。

第2次横手市食育推進計画

市民が生涯にわたって心身ともに健康で豊かな生活を送ることが出来るよう望ましい食育活動を進めるため、平成27年3月に策定。

食育基本法第18条に基づく市町村計画であるとともに6次産業化・地産地消法（地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律）第41条に基づく地域の農林水産物の利用促進についての計画としても位置づけられている。

第2次横手市総合計画

厳しい社会経済環境に対応した持続可能なまちづくりを進めるとともに、「みんなの力で未来を拓（ひら）く 人と地域が燦（かがや）くまち よこて」を目指す、市政運営の基本的な指針となる内容の計画で、市の各計画の最上位計画にあたる。

平成28年度から平成37年度までの10年間における市の将来像と、それを実現するために魅力あるまちづくりに取り組むこととしている。

多面的機能

農業・農村の多面的機能とも言い、農業・農村が農産物の生産という機能だけでなく、国土の保全、水田のダムとしての働き、自然環境の保全、地域社会の維持活性化など、様々な側面での機能があること。

また、本計画では、同様に、森林が水資源の確保や自然環境の保全、良好な景観形成など様々な機能があることから、森林整備においても多面的機能という言葉を使用している。

多面的機能支払交付金

農村が持っている自然環境の保全や美しい風景の形成などの多面的機能を、適切に発揮するため地域の共同活動に対し、国が交付する交付金のこと。

交付金には、農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持などの基礎的な活動を対象

とする農地維持支払交付金と、水路や農道等の施設の軽微な補修、景観植物の植栽やビオトープづくり（多様な生き物が住みやすい環境づくり）などの活動を対象とする資源向上支払交付金の2種類がある。

地域価値創造拠点整備基本構想・基本計画

横手市実験農場の機能を強化し、園芸生産の振興と6次産業化の推進により、生産者の所得の向上と農業後継者の確保・育成を図るための方策を明らかにするとともに、実験農場の機能を強化した「地域価値創造拠点」の整備・運営に関する構想・計画のこと。

地下水熱ヒートポンプ

空調設備などに使用する、地下水熱を利用した熱交換システムのこと。

地下水は、二酸化炭素の排出が少ないクリーンエネルギーであり、空気と違い一年中温度変化が少ないため、特に冬場の暖房においてコスト削減が期待されており、現在注目されている。

地球温暖化

二酸化炭素などの温室効果ガスが原因で起こる、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象のこと。

大気や海洋の平均温度の上昇に加えて、生態系の変化や海水面上昇による海岸線の浸食といった、気温上昇に伴う二次的な諸問題を含めて「地球温暖化問題」と呼ばれる。

畜産クラスター事業

畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、流通加工業者、農業団体、行政などの地域の関係事業者が連携・結集し、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと。

この関係者による協議会が作成する「畜産クラスター計画」に基づき導入する機械や設備に対して、国が支援する補助事業の総称を畜産クラスター事業と言う。

地産地消

地域生産地域消費の略語で、「地元で生産されたものを地元で消費する」という意味で言われている。

近年、消費者の農産物に対する安全・安心志向の高まりや生産者の販売の多様化の取り組みが進む中で、消費者と生産者を結び付ける「地産地消」への期待が高まってきている。

チーム・プラスY

「地産地消」の実践により、生産者と消費者との顔が見える流通の促進や自給率の向上等に貢献するため、横手市が推進する「食と農からのまちづくり事業」の一環としてスタートする全市民参加型のプロジェクトのことで、市独自の取り組み。正式には、『食と農』チーム・プラスYと言う。

この活動に賛同し参加する場合は、行動目標に合わせた地産地消運動の取り組みを宣言し、実践する必要がある。優秀な取り組みやユニークな取り組みは表彰もしている。

中山間地域等直接支払交付金

農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがった農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する仕組み。

長伐期施業

通常の樹木を伐採する樹齢（スギの場合は40年程度）よりも長い樹齢で伐採すること。スギの場合は、概ね2倍程度の80年に相当する林齢で伐採を行う。

釣りキチ三平の里体験学習館

旧増田東小学校の廃校舎を利用して整備した宿泊型体験学習施設。

「山」、「川」、「樹木」、「雪」から発せられる「光」、「風」、「色」、「匂い」の中での自然体験、さらに里山農業と昔の生活文化にふれることで、学ぶ意欲、思いやりの心、自立心、規範意識等を育むことを目的に平成22年に開館した。

鳥インフルエンザ

A型インフルエンザウイルスが鳥類に感染して起きる鳥類の感染症のこと。

これまで中国や韓国を始め東南アジアなどで、鶏やウズラなどの家禽に大きな被害が確認されており、日本においても一部被害が出ている。

カモや白鳥など渡り鳥を介して世界的に広がっているほか、高病原性で他の動物や人間などへの感染も確認されており、世界的な流行が懸念されている。

T P P

太平洋周辺の国々の間で、ヒト、モノ、サービス、カネの移動を、関税を無くすなどほぼ完

全に自由にしようという国際協定。TPPとはTrans - Pacific PartnershipまたはTrans - Pacific Strategic Economic Partnership Agreementの略称で、環太平洋経済連携協定、環太平洋戦略的経済連携協定、環太平洋パートナーシップ協定などと訳される。

■な行

内水面漁業

河川、池、沼など淡水における漁業のことで、漁業法において海洋上の漁業と区別されている。また、淡水魚および淡水生物の養殖は、内水面養殖業という。

認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想に示されている、効率的で安定した農業経営の達成を目標とする「農業経営改善計画」を市区町村に提出し、認定を受けた農業者及び農業法人のこと。

農家民宿

農業者が経営し、宿泊客に農作業や郷土料理づくりなどの農業、農村体験を楽しんでもらう宿泊施設のこと。宿泊客は、農村に滞在し、農作業の体験などを通じて、自然・文化・人とのふれあいなど、田舎の魅力を十二分に味わうことができる。

農業委員会

農業者の公的代表として、公選等により選出された農業委員により構成される行政委員会で、地域の農地の確保・保全の観点から、農地パトロールや農地法に基づく農地の権利移動の許可などの業務を行っている。

農業近代化ゼミナール

昭和45年に農業後継者としての資質の高揚と若手農業者同士の交流を図ることを目的に設立された組織のこと。

全国的には、「農業青年会議」や「農業青年クラブ」という名称で活動している地域もある。

平成27年10月には、これらの組織に所属する全国の農業青年が一堂に会し、全国農業青年交換大会が秋田県で開催された。

農業経営改善計画

農業経営基盤強化促進法に基づき市町村が策定する基本構想に示されている「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」を達成するため、個人農業者又は農業法人が5年後に同構想の所得目標の達成を目指す農業経営の改善に関する取り組みなどを記載した計画のこと。市町村から農業経営改善計画の認定を受けた者が認定農業者となり、国や県が実施する様々な担い手対策に取り組むことができる。

農業経営安定化対策資金（マル農）

農業者の経営の安定化を図るため、横手市が独自に創設した融資あっせん制度で、市内のすべての農業者（農家基本台帳登録者）の方々が利用できる。通常の運転資金や農業機械の購入などに充てる「一般型」と、市が特定した自然災害を受けた農家が、その復旧のために利用できる「自然災害型」の2種類がある。

農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

農業経営基盤強化法に基づいて、将来にわたり効率的かつ安定的に農業経営できるような目標を示し、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用の集積や経営管理の合理化、その他の農業経営基盤の強化を促進するための構想のこと。

目標とする所得水準を達成するための営農類型ごとの経営規模を示し、農業経営改善計画の認定の判断基準としている。

農業公社

本計画においては、公益社団法人秋田県農業公社を示している。

秋田県農業公社は、県と市町村が出資している公益社団法人で、農地中間管理機構にも指定されており、農地の貸借や売買の仲立ちや新規就農者の育成支援、畜産振興などの業務を行っている。

農業振興地域整備計画

農業の健全な発展と国土資源の合理的な利用に寄与することを目的として、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮しながら、将来的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域を定めた計画のこと。

農業振興地域整備計画の区域内の農地を農地以外に利用する場合は、対象地をこの計画から除外する必要がある。

農地中間管理事業

農業経営基盤強化法による農地の利用権設定（貸し借り）について、以前は出し手と受け手が直接契約していたが、農地中間管理事業では、農地を貸したい人が農地中間管理機構に貸付希望農地を登録し、規模拡大したい農業者がその農地を借り受けて規模拡大したい場合にマッチングが成立し利用権設定される制度のこと。

この制度では、担い手が集団的かつ効率的に規模拡大できるメリットがある。

この農地の貸借の間に立つ農地中間管理機構は農地集積バンクとも呼ばれ、秋田県では公益社団法人秋田県農業公社が県より指定されている。

農地転用

農地を農産物の生産以外の住宅・業務等の施設、道路、山林等の用途に変更すること。転用に当たっては農地法の許可又は届出が必要となる。

農地所有適格法人

農地法第2条第3項に規定された農業法人のことで、会社法、商業登記法、一般社団・財団法人法など法令の規定により法務局に登録されている法人形態とは異なる。

主たる事業が農業であることなど、一定の要件を満たせば農地所有適格法人とみなされ、農地の借り受けや所有をすることができる。

以前は農業生産法人と呼ばれていたが、平成28年の農地法改正により、条件が緩和され、呼称も変更された。

農林業センサス

国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など、農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにして、農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し提供することを目的に行う調査のこと。

5年ごとに調査が実施されている。

農林水産業・地域の活力創造プラン

農林水産業・地域が将来にわたって国の活力の源となり、持続的に発展するための方策を幅広く検討するために、内閣総理大臣を本部長として関係閣僚とともに設置された農林水産業・地域の活力創造本部により策定された計画のこと。

農林水産業の政策や国土保全といった多面的機能を発揮するための施策を推進していくため、政策改革のグランドデザインとして平成25年12月に取りまとめられた。

■は行

ハザードマップ

発生の予測される災害について、その被害の及ぶ範囲、被害の程度や避難の道筋、避難場所等を表した地図のこと。災害予測図という。

横手市では、雄物川、横手川、皆瀬川の氾濫に備えるため、洪水ハザードマップを作成している。

パルシステム

英語の P a l（友達・仲間）と S y s t e m（制度）を組み合わせた造語で、関東を中心とした1都9県で展開している消費生活協同組合（消費生協）の連合会「パルシステム生活協同組合連合会」の略称のこと。

食を中心とした商品の供給事業や、共済・保険事業、福祉事業などを展開している。

パルシステムと秋田南部圏食と農推進協議会

平成18年6月3日に設立した協議会で、首都圏と産地の交流をより広域的に進めることで、生産品の量的拡大や新規生産品の供給などを強化することを目的に設立された。構成団体は、次の10団体。

生活協同組合パルシステム千葉・生活協同組合パルシステム東京・パルシステム生活協同組合連合会・こまち農業協同組合・秋田ふるさと農業協同組合・雄勝りんご生産同志会・湯沢市・羽後町・東成瀬村・横手市。

人・農地プラン

それぞれの集落・地域において、将来的に地域の農地及び農村を維持していくため、中核となる担い手とその農地利用の方向性について話し合いを行い、人と農地の問題解決を図ることを目的として作成するもの。

備蓄米

緊急時に備え国が蓄えておく米のことで、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律第2条第1項の規定により、政府が計画的に備蓄することになっている。

政府米150万トンを中心に、自主流通法人による民間備蓄50万トンが義務づけられており、その目標数量や運営に関し毎年の基本計画で定めることとされている。

フロンティア育成研修

正式名称を「未来農業のフロンティア育成研修」と言い、秋田県独自の制度である。

45歳未満で新たに農業を始めようとする方、又は現に農業を営む方が対象で、農業で自立しようとする意欲が高く、研修修了後の県内就農が確実と見込まれることが条件となっている。

2年間、県の農業試験場や農業法人などで基礎研修と現地研修を受け、スムーズな就農を促し、その後の担い手の育成を目指している。

WCS(ホールクロップサイレージ)用稲

日本語では稲発酵粗飼料用稲と言い、ワラをもみごと収穫し、発酵させた家畜用飼料のことで、発酵を促す添加剤を投入してフィルムでラッピングすることで発酵が進み、家畜が好み栄養価も高い飼料となる。

肥培管理が通常の水稲と同じであり、転作作物として交付金も受けることができるため、作付面積が拡大した。

■ま行

マーケットイン

消費者ニーズを優先し、顧客視点で商品の企画・開発を行い、提供していくこと。

「顧客が望むものを作る」「売れるものだけを作り、提供する」といった方法を指す。

緑の募金

「緑の羽根募金」は、国土緑化運動のシンボルとして、戦後の荒廃した国土に緑を復活させる目的で昭和25年から行われている。その後、緑の羽根募金運動の基盤強化と活動内容の多様化等を図るため、緑の募金による森林整備等の推進に関する法律に基づく「緑の募金」となり、全国で募金運動が行われ、募金を森林整備等に役立てている。

横手市では横手市緑化推進委員会（後述）が募金活動を行っている。

道の駅

国土交通省により登録されている、休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設のこと。道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の人々のための「情報発信機能」、道の駅を核としてその地域の町同士が連携する「地域の連携機能」という3つの機能を併せ持っているのが特徴。

横手市では、「道の駅さんない」と「道の駅十文字」の二箇所、それぞれに農産物の直売所がある。

民有林

国が所有する国有林に対して、個人・会社・社寺などが所有する私有林と市町村や財産区・県などの地方公共団体などが所有する公有林との総称。

■や行

有害鳥獣捕獲

生活環境や農林水産業にかかわる被害が生じたりする有害鳥獣被害を、様々な防除対策でも被害が防止できない時に、その防止や軽減を図るために行われる捕獲のこと。

捕獲は被害を受けている人、国や地方公共団体、農協及び森林組合などが行うことができるが、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第9条第1項に基づき、都道府県知事又は環境大臣の許可が必要となる。

遊休農地

農地法第32条第1項第1号の規定により「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」を言う。耕作放棄地と同意で使われることが多い。

U J I ターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態。Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態。Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

横手市果樹産地構造改革計画

横手市の果樹農業の維持・発展を目的とした計画で、J Aや生産者など果樹関係者が一体となって雪害からの復興を図り、「消費者から求められる産地」、「意欲ある生産者で活気あふれる産地」を目指すもの。

横手市景観計画

景観法第7条に規定される「景観行政団体」が、同法第8条の規定により定める景観行政を進める基本的な計画のこと。

横手市の景観形成の総合的な指針となる計画として、市全体を対象とした良好な景観形成に関する基本的な考え方や方針及び基準等を明らかにすることで、市民・事業者・行政の協働により、地域特性やこれまで培ってきた歴史・文化を踏まえた、美しい田園風景やそれと調和した街並み景観の形成を実現することを目的としている。

横手市は、平成21年10月に景観行政団体になっている。

横手市国土利用計画

国土利用計画法第8条の規定に基づき、横手市の土地の利用に関する基本的な事項を定めた計画。

横手の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に配慮して、健康で文化的な生活環境の確保と市全域の均衡ある発展を図ることを基本理念として、①都市地域②農業地域③森林地域それぞれにおいて、土地利用の基本的な方向を定めている。

全国計画及び県計画を基本として、平成24年3月に策定された。

横手市実験農場

市の基幹産業である農業の発展のため、新しい園芸作目の導入など、複合経営の推進による農家の所得向上及び農業経営の安定を目指し、農業の近代化に必要な農業経営のノウハウや栽培技術の習得、並びに横手市における拡大作目の適応性の実証などを行っている市直轄の施設のこと。

よこて農業創生大学事業では、新規就農者への研修事業や、研究機関との連携による新たな品種や栽培方法の実証などを行っているほか、地域種苗センターとしての役割も担っている。

横手市食育推進協議会

食育の実践の場である家庭・学校・地域がそれぞれ連携をとりながら、全市的な食育の推進を図るため、平成22年12月に設立された。

委員は、消費者、生産者、食品加工・流通業者、学識経験者、教育関係者、行政関係者などで構成されており、横手市食育推進計画に基づく様々な取り組みの検証などを行っている。

横手市森林整備計画

森林法第10条の5第1項に基づき、森林が持つ多面的機能の保持のため、計画的かつ適切に森林資源を管理することを目的に、市町村の森林施策の方向や伐採や造林などの森林施業に関する方針を定めた計画のこと。

平成26年度に策定され、平成27年度からの実施となっている。

横手市生活研究グループ協議会

旧8市町村の生活研究グループで組織していた横手市平鹿郡生活研究グループ連絡協議会が、平成17年の横手市の合併により一つの組織となったもの。事務局を県に置き、市内8地域に地域ごとの生活研究グループ支部がある。

生活研究グループとは、昭和40年頃に、農村生活における健康な暮らしと生活向上をめざすことを目的に、全国の市町村で生活改善グループが組織されたのを母体に、その後、社会情勢の変化などから、住みやすい快適な地域と潤いのある豊かな暮らしについて研究し、農村の優れた特性を活かした生活の実現を促進することを目的として改称された農村女性の組織のこと。

横手市定住自立圏共生ビジョン

平成22年に行った国の定住自立圏構想推進要綱第4の規定に基づき、市が中心市宣言したことを受け、横手地域と、増田地域、平鹿地域、雄物川地域、大森地域、十文字地域、山内地域及び大雄地域が相互に役割を分担し、住民が定住し、自立していくための諸機能が充実した魅力ある圏域を形成することを目的として作成された横手市定住自立圏形成方針に基づき策定された計画。

人口定住のために必要な生活機能を確保し、自立のための地域地盤を培い、地域の活性化を図ることを目的に平成23年3月に最初のビジョンが策定され、平成28年3月に新たに策定された。

横手市鳥獣被害防止計画

鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律に基づき、鳥獣による農業への被害を防止するための施策を効果的に実施するための計画。

横手市特定間伐等促進計画

森林の二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化のため、間伐等の実施を促進することを目的に、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第5条第1項に基づき策定された計画。森林の多面的な機能の持続的発揮を目的としている。

横手市農業再生協議会水田フル活用ビジョン

横手市の水田農業において、特色ある魅力的な産品の産地を創造するための地域の作物生産の設計図となる計画のこと。地域の水田における作物ごとの取り組み方針や作付予定面積等を明らかにし、地域で共有することで、地域の特色ある産地づくりに向けた取り組みを推進することを目的としている。

横手市まち・ひと・しごと創生総合戦略

まち・ひと・しごと創生法第10条第1項の規定に基づき、横手市が将来にわたって持続可能な社会を構築し、まち・ひと・しごとの創生を実現するため短中期的な目標と方向性や具体的な施策をまとめた地方版の総合戦略のこと。平成28年3月に策定された。

横手市緑化推進委員会

緑の募金の健全な発展を図るため、森林の整備及び緑化の推進に資することを目的として制定された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき設置されている公益社団法人秋田県緑化推進委員会の活動を市町村に広めるため、設置されている委員会。

緑の募金の活動を通して、住民参加による郷土の緑化を推進し、住みよい生活環境をつくり、人間性を豊かにすることを目的としている。

横手農業振興地域整備計画

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その区域を具体的に定め、農業の健全な発展を図ることと土地資源の合理的な利用に寄与することを目的として、市で定めている計画のこと。農業振興地域に指定されている農地については、原則的に農業以外に利用することができない。

よこて農業創生大学事業

若者が希望を持って就農し所得確保を図ることにより、横手市農業の継続を目的として実施する横手市独自の施策。市の総合戦略の主要部分として位置づけられており、市実験農場を中心に、複合経営や6次産業化などの新たな高収益型農業経営モデルの構築や農産物のブランド化の推進のため、普及活動、栽培の研修・各種営農相談活動や新規作物試験栽培研究などの農業振興の拠点づくりを行う事業。

■5行

酪農・肉用牛生産近代化計画

横手市の酪農及び肉用牛生産において、飼育から販売までの畜産経営の合理化や近代化などの経営基盤の確立、畜産物に係る安全・安心の確保及び家畜排せつ物の適正な管理などの環境対策等の今後の振興方針を位置付ける計画のこと。

6次産業化

これまで、農産物を生産・出荷していただだけの農家が、農産物の加工や直売などの事業展開をすることで、付加価値が付いた収益性の高い農業となること。

農産物の生産（第一次産業）、食品加工（第二次産業）、流通・販売（第三次産業）の「1」と「2」と「3」を足し算（又は掛け算）すると「6」になることをもじった造語である。



第2次横手市農業振興計画【平成28年度～平成37年度】

発行：平成28年11月

編集：秋田県横手市農林部

〒013 - 8502 秋田県横手市旭川一丁目3番41号

電話番号 0182 - 32 - 2112

F A X 0182 - 32 - 4037

U R L <http://www.city.yokote.lg.jp/>

